

※公募の詳細については、公募機関(厚生労働省)のwebサイトで必ず確認してください。

(H27.12.25現在)

【H28年度厚生労働科学研究費補助金】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000107217.html>

平成28年1月28日(木)午後5時30分(厳守)

提出方法 e-Rad

【公募課題概要】

	研究費(年間)	研究期間	採択件数	概要(採用条件等)
I 行政政策研究分野				
1. 行政政策研究事業				
(1) 政策科学総合研究事業				
ア. 政策科学推進研究事業				
①老後所得保障における公的年金と私的年金の連携についての研究	3,000千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 平成28年度末までに、老後所得保障における公的年金と私的年金の連携について定量的・定性的な研究を行い、今後の私的年金制度のあり方に関する提言等を含めた当該研究に関する報告書を取りまとめる。</p> <p>「求められる成果」 確定給付企業年金及び確定拠出年金の普及・拡大に向けた施策を検討するに当たって、現在の私的年金を取り巻く情勢や、今後の私的年金制度の世界的な趨勢を把握するために、その適用実態のデータの正確な取得や、海外の制度状況の比較研究が必要となる。 具体的には、社会保障審議会企業年金部会等で今後の課題とされた、 ・諸外国の事例を参考にした加入率向上の取組み ・公的年金との役割分担 ・企業年金の効率的な運営等の検討に資するよう、先進諸国の取組みの事例収集や我が国の公的年金・私的年金等に関する統計データの整理等を行った上で、我が国の私的年金制度のあり方に関する論考を研究論文等の形式で取りまとめる。社会保障審議会企業年金部会における議論の基礎資料として活用することを想定している。</p>
②企業年金制度等におけるマイナンバーの効率的・効果的な活用に関する研究	3,000千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 平成29年度末までに、マイナンバー導入のメリットや潜在的なものを含めたニーズについて、エビデンスに基づく定量的・定性的な研究を行い明らかにする。</p> <p>「求められる成果」 ・企業年金等が現在実施している手続業務の整理 ・企業年金関係者の意見の聴取、負担となっている事例の収集 ・他分野における導入状況や費用負担の事例調査 ・海外の事例の調査</p>
③家族介護者に対する支援のあり方に関する調査研究事業	2,500千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 平成28年度末までに、先駆的な自治体や諸外国における家族介護者施策を収集、分析することにより、より効果的な家族介護者支援策の研究を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・家族介護者に対する支援策について、先駆的な取組みを実施している自治体や諸外国の事例を収集し、分析した資料(研究班で収集した論文集等) ・我が国における家族介護者に対する支援のあり方についての具体的な提言 ・事例に関する分析結果の具体的な活用のあり方並びに政策へ反映方法の提言</p>
④医療・介護サービスを連携して活用しながら在宅生活の継続を促すための調査研究	2,500千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 医療と介護を必要とする高齢者が可能な限り在宅での生活を継続していくため、現在の在宅での医療及び介護サービスの提供状況を把握するとともに、どのような阻害要因・促進要因があるのか等の分析を行うことにより、住み慣れた地域における在宅生活の限界点を引き上げるための政策課題を明らかにする。</p> <p>「求められる成果」 ○現在の在宅での医療及び介護サービスの提供状況 ・在宅生活の継続期間、医療・介護サービスの利用状況 ・在宅における主介護者等の介護力及び介護負担の程度 ・地域での医療・介護サービスの提供状況(インフォーマルサービス、地域支援事業等を含む) ・多職種による在宅生活支援状況 ○上記の実態に基づいた、在宅生活の継続に関連する阻害要因及び促進要因の抽出及び課題の整理 ○できる限り在宅生活を継続するための具体策と政策への反映方法の提言</p>

イ. 統計情報総合研究事業				
①世界保健機関国際分類ファミリーに属する統計分類(特に中心分類)の改善や利用価値の向上に資する研究	1,000~2,000千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の国際分類(International Classification of Health Intervention (ICHI))開発の情報収集を行い、標準化の動向を把握すること ・日本の知見を提供し、国内的にも国際的にも利用価値の高い国際分類の開発に貢献するための体制の整備を行うこと ・すでに国内外で使用されている医療行為等の分類とICHIとの対応表の作成等を行うことにより、ICHI承認に向けた対応をはかること <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICHIに関する情報収集・分析と、国内の体制整備により、ICHIに対して国内的にも国際的にも有用な提案を行うこと ・国内の医療行為に関する分類や海外の分類とICHIとの比較・検証を行うことにより、ICHIの国内適用の際に参考となる基礎資料を作成すること
②厚生労働統計の改善・活用のためのICT活用手法に関する研究	1,000~3,000千円程度	最長2年間	1~2課題程度	<p>「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態統計の死因統計における、死因に関する情報の精度向上のためにICTを活用した方法の提言を行うこと ・死亡診断書のより適切な記入のために、ICTを活用した教育システムの提言を行うこと ・医療施設に導入されている電子カルテやレセプトコンピューター等から、患者調査等の厚生労働省の統計調査の報告に必要な項目を抽出することで医療施設が行う統計調査の報告を支援する方策の提言を行うこと <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的に効果が証明された、ICTを活用した実用的な死因に関する情報の精度向上のための方法の提言を行うこと ・科学的に効果が証明された、ICTを活用したより適切な死因の記載方法学習システムの提言を行うこと ・医療施設に導入されている電子カルテやレセプトコンピューター等から、患者調査等の統計調査の報告に必要な項目を抽出する仕組みを考案し、過去の統計報告との整合性について検証を行うことで、医療施設が行う統計調査の報告の負担軽減の可能性について提言を行うこと
③国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health (ICF))を用いた医療・介護の必要量の収集方法の改善に関する研究	1,000~3,000千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の生活機能に関する評価表とのリンクを可能にしたICF評価セット日本版を公開することでICFの活用の推進をはかること ・ICF評価セット日本版を用いて客観的に患者の生活機能を評価することにより医療、介護、在宅等の連携の推進をはかること ・ICF評価セット日本版を利用することで、生活機能の測定に関して国際的な比較可能性の向上をはかること ・医療の質の評価指標としての、ICFの使用可能性を示すこと <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的に妥当性が示されたICF評価セット日本版の作成を行うこと ・既存評価表とのマッピング結果を提示すること ・科学的に妥当性が示されたICFを用いた医療の質の評価指標の作成を行うこと
④縦断調査を用いた中高年者の生活実態の変化とその要因に関する研究	1,000~2,000千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」</p> <p>平成29年度末までに、厚生労働省で実施している中高年者縦断調査について、パネルデータの特性を生かした団塊世代を含む中高年者の行動変容について、因果推論的分析を念頭に置きながら詳細な分析を行う。</p> <p>「求められる成果」</p> <p>中高年者の就業、健康、社会活動等の分野において、定年退職前後の行動変容等を分析することにより、全世代が参画する超高齢化社会に対応した施策を展開するための基礎資料となり得る。</p> <p>主な研究内容は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年者の医療や介護の状況の変化等及び変化等に影響を及ぼした因子の把握 ・高齢者の多様化した就業実態及び社会参加活動に係る意識と行動の変化の要因分析

ウ. 臨床研究等ICT 基盤構築研究事業				
①健康・医療分野における既存データベース事業の拡充・連結についての研究	5,000～15,000千円程度	最長3年間	1～5課題程度	<p>「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在バラバラに運用されている各種健康・医療・介護データベースを拡張・相互利用化し、多様な大規模データ分析を可能にする。 <p>「求められる成果」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各種健康・医療データベースの拡張・相互利用について、以下のような観点から、個票単位で連結したデータを実際に解析し、具体的な成果(エビデンス)が見込まれるもの。既存のデータベースの個票単位での連結によって、具体的なユースケースについて実際に解析を行うもの。(ただし、解析の結果が、具体的に学術的、政策的に価値のあるものであり、既存のデータベースの解析では、これまで実現不可能であったものとする) ② 既存のデータベースの個票単位での連結によって、特定の個人のバックグラウンドの評価、実施された医療介入や検査等のデータの取得、アウトカムの評価等について、既存のオーソライズされた医学系研究を一部または全部代替することが可能かを検証するような解析を行うもの。 <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで既存のコホート内の個人を個別に追跡することで把握していた情報を、レセプトデータ、介護保険のデータ等から取得して解析を行うもの。 ・DPC やNDB、既存のコホート等との間でどの程度、各種の情報が一致するかを解析し、既存の調査を代替できるかを明らかにするような解析を行うもの。
②医療現場の自律的な診療プロセス向上につながるプログラムの創出についての研究	5000～15000千円程度	最長3年間	1～5課題程度	<p>「目標」</p> <p>EHR データセットの分析によって、診療成績やその費用対効果等の指標を比較できるようにすることで、現場の診療プロセスが自律的に改善され、診療成績(医療の質・費用対効果等)も向上する循環を創出するプログラム(アプリケーション・実施体制)を創出する。</p> <p>「求められる成果」</p> <p>診療のプロセス(診断・治療・フォローアップ)のすべての段階において、医療の質向上や、費用対効果等の観点からエビデンスや傾向を見える化することによる診療支援を行い、また、そのデータを収集・解析・フィードバックすることで、現場の診療プロセスを自律的に改善するようなプログラムを開発する。具体的には、既存の各種健康・医療・介護データベース(電子カルテ情報等を含む)を用いて、医療機関で用いられる情報端末において、診療プロセスにおける方針決定の際に、例えば、診断や治療のプロセスにおいては、そのプロセスの体系化を行い、診断に至るまでの診察・検査にかかる検査前確率・尤度比等や、診断、病型、病期、重症度等に応じた治療に係るリスク・成績・予後等を根拠とするものとして、適切な診療行為の実施を行うための診</p>
(2)地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業				
持続可能な開発のための2030 アジェンダの保健課題解決に向けた行政施策に資する研究	3,000～5,000千円程度	最長3年間	2課題程度	<p>「目標」</p> <p>本課題は、平成30年度末までに、SDGs で定められた保健課題の中でも特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成(ゴール3.8)又は健康危機対応能力強化(ゴール3.d)に資する研究を実施し、政策を立案することを目標とする。</p> <p>UHC の達成については、平成32年度頃が見込まれるSDGs の中間評価に向けて、我が国の支援を受けてUHC を達成する国を増やすことを目指す。</p> <p>健康危機対応能力強化については、平成31年の国際保健規則のコア・キャパシティ達成及び世界健康安全保障アジェンダ(GHSA)の期限に向けて、特にGHSAにおける我が国のパートナー国がコア・キャパシティを達成することを旨とする。</p> <p>「求められる成果」</p> <p>UHC の達成については、平成28年度末までに、その内容や各国の達成状況に関する資料、達成に資するエビデンス等の収集を行う。さらに、平成30年度末までに、上記の資料、エビデンス等や、関係者への聞き取り調査等を踏まえて、諸外国におけるUHC 達成状況のまとめと、達成を阻む障壁を効果的・効率的に乗り越えるために我が国が行うべき施策を提案することを求める。健康危機対応能力強化については、平成28年度末までに、その内容や国の状況に関する資料、達成に資するエビデンス等の収集を行う。さらに、平成29年度末までに、上記の資料、エビデンス等や、関係者への聞き取り調査等を踏まえて、上記のパートナー国におけるコア・キャパシティ達成に関する状況のまとめと、達成を阻む障壁を効果的・効率的に乗り越えるために我が国が行うべき施策を提案することを求める。さらに、いずれの保健課題においても、研究班が収集した資料等に加えて、提案された施策の妥当性、実施可能性を示す資料(研究班が作成し、専門学術誌に掲載された論文等)の提出も求める。</p>

Ⅲ 疾病・障害対策研究分野

1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究経費

(1) 健やか次世代育成総合研究事業

<p>① 母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究</p>	<p>17, 500 千円程度</p>	<p>最長3年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 母子保健分野の国民運動である「健やか親子21(第2次)」(平成27～36年度)が始まり、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け課題解決の取組が求められている。「健やか親子21」の最終評価では、母子保健事業の多くが都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、広域的な地域の課題を把握し必要な取組につなげる仕組みが不十分となっており、①母子保健領域における健康格差が大きくなっていること、②母子保健情報の分析・活用が十分に行えていない地方自治体があること等が課題として指摘された。 上記課題を解決するために、平成30年度末までに、乳幼児健康診査等の母子保健領域における情報(乳幼児や妊婦の健診、妊娠届出、各種訪問事業等)の利活用の仕組みを再構築し、各市町村内での評価だけでなく都道府県内や全国レベルでもデータを収集・分析(社会文化的背景や他の分野の健康データ等も含めた分析)し、健康格差を解消し母子の健康改善に資する母子保健情報利活用のためのガイドラインを作成する。 「求められる成果」 ・母子保健情報利活用に資する入力システムの作成 ・母子保健情報利活用のためのガイドラインの作成(アセスメントやモニタリングのための評価指標及び調査・集計・評価方法、分析結果を踏まえた取組方策の提示、事例集などを含むこと)</p>
<p>② 保育所等における感染症対策に関する研究</p>	<p>8, 000 千円程度</p>	<p>最長1年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 保育所における感染症対策については「保育所における感染症対策ガイドライン」が平成21年に示され、平成24年には学校保健安全法施行規則が一部改正されたことに伴い改訂版が作成された。しかし、現在のガイドラインではB型肝炎やC型肝炎、HIV、疥癬等への対応等、記載が不十分な点もあることから、保育所や認定こども園等が科学的根拠に基づいた適切な対応を行うため、最新の知見を踏まえたガイドラインの改定が必要である。改定については、厚生労働省の検討会で検討されることになるが、本研究では平成28年度末までにその改定に向けたガイドライン(案)の作成を行う。 「求められる成果」 ・ガイドライン本体(精緻な文献検討をもとに、エビデンスをもとにした急性感染症対策や、医学的観点のみならず倫理的観点も考慮した慢性感染症キャリア児への対応等を含めて具体的に明示すること。また、施設での感染症対策運用上のポイントを具体的な事例を交えて分かりやすく示すこと。)</p>
<p>③ 妊産婦及び乳幼児の栄養管理の支援のあり方に関する研究</p>	<p>8,000 千円程度</p>	<p>最長2年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 妊産婦及び乳幼児の栄養管理の支援に関しては、平成18年に「妊産婦のための食生活指針」、平成19年に「授乳・離乳の支援ガイド」を示し、医療機関や市区町村等においてはこのガイドラインに基づき支援が行われている。 しかしながら、子育て世帯の孤立化や子育てに関する情報源の多様化などの社会環境の変化があり、支援のあり方を再度検討する必要があるとともに、10年に1度の乳幼児栄養調査(平成27年9月実施)の結果が、平成28年夏頃に取りまとまる。このため、最新知見や科学的根拠を整理し、妊産婦及び乳幼児の栄養管理の支援のあり方について、検討する。 「求められる成果」 (平成29年度) 「授乳・離乳の支援ガイド」の改定案、妊娠期の至適体重増加量の目安の提案 具体的には以下を実施する。 ・妊産婦、乳児及び幼児の栄養管理に関する現状と課題の把握 ・良好な妊娠状態を維持するための体重管理の目安とそのための栄養管理の支援のあり方の提案 ・授乳を通じて、健やかな子どもを育てるという「育児」支援ができるよう、母乳栄養及び人工栄養に関する最新の知見を収集し、科学的根拠に基づいた適切な支援のあり方の検討 ・離乳期について、特に咀嚼機能の発達に応じた離乳食の進め方の検討</p>

④神経芽腫マススクリーニング休止後の神経芽腫発生状況に関する研究	6,000 千円程度	最長1 年間	1 課題程度	<p>「目標」 小児固形悪性腫瘍の中で最も多い神経芽腫に対して、我が国では1984 年より生後6ヶ月児を対象とした尿検査によるマススクリーニングが開始され2003 年に休止に至ったが、休止後の全国的な調査は行われていない。 近年、2 才以上で発見される悪性度の高い神経芽腫が増えているとの報告があり、休止後の全国的な腫瘍発生状況を早急に把握し、効果的なスクリーニング方法の検討を行う必要がある。 このため、平成28 年度末までに、神経芽腫マススクリーニング休止後の罹患数・死亡率・病態の変化、過剰診断数の減少等を調査し、スクリーニング休止後の疾患疫学を正確に把握することで、効果的なスクリーニング方法の検討に資する調査とする。</p> <p>「求められる成果」 地域がん登録および関連学会の悪性腫瘍登録データ等を用いた、マススクリーニング休止前後での病期別、年齢別、病態別等の腫瘍発生状況の全国的調査および評価</p>
⑤妊産婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究	10,000 千円程度	最長1 年間	1 課題程度	<p>「目標」 平成27 年4 月に母子保健法の改正に伴い、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準(告示)を制定し、公費負担回数、実施時期の考え方、妊産婦健診の内容を定めている。しかしながら、現在の妊産婦健診は身体面に関する内容が中心であり、近年重要視されている精神面に関する内容が十分であるとはいえない。また妊産婦のみならず胎児、新生児に対して行政機関による適切な保健指導を行うためには、適切な時期に妊産婦健診の実施状況及び結果を把握・共有し、メンタルヘルスケアにも留意したきめ細やかな対応を行うことが重要である。 このため、平成28 年度末までに、産婦人科診療ガイドライン(産科編)の見直しを前提に、妊産婦健診におけるメンタルヘルスケアに重点をおいた適切な介入方法を検討する。</p> <p>「求められる成果」 ・妊産婦健診にメンタルヘルスケアに関する項目を追加するための具体的な案の作成(適切な妊産婦健診回数とその間隔、検査項目、メンタルヘルスの専門家との連携のあり方などを検討、「産婦人科診療ガイドライン産科編2014」の見直し)</p>
⑥環境要因による乳幼児ビタミンD欠乏症の実態把握に関する研究	10, 000 千円程度	最長1 年間	1 課題程度	<p>「目標」 過度な紫外線対策や完全母乳栄養の推進、食物アレルギー対策の偏食等により、ビタミンD の皮膚での合成および食物からの摂取が不足し、乳幼児ビタミンD 欠乏症による「くる病」の症例報告が増えているが、これまで環境要因による乳幼児ビタミンD 欠乏症の全国的な調査報告はない。 このため平成28 年度末までに、地域性や季節性、栄養摂取状況等を踏まえた乳幼児ビタミンD欠乏症の実態把握及び分析を行い、科学的根拠に基づいた適切な乳幼児のビタミンD摂取に関する提言や、これらの提言を踏まえ母子健康手帳や各種ガイドライン等の記載の見直しの検討等に資する調査を行う。</p> <p>「求められる成果」 環境要因による乳幼児ビタミンD欠乏症の全国的な実態調査及び分析による科学的根拠に基づいた提言及び母子健康手帳や各種ガイドラインの見直しの検討に資するための調査結果。 (関連学会等の理事会の承認を経るなど一定以上のコンセンサスを得ること。)</p>

2. がん対策推進総合研究事業行政政策研究事業

(1) がん対策研究事業

領域2: がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域

<p>①既存のがん診療ガイドラインの検証に関する研究</p>	<p>10,000 千円程度</p>	<p>最長1年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 がん患者が、その居住する地域にかかわらず等しく、そのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けられるようにすることは重要である。そのため、基本計画に基づき、一般的ながん患者に推奨される治療法(標準的治療)を示す様々な診療ガイドラインが策定されている。また、患者がどこでも質の高いがん医療を受けることができるよう拠点病院等が整備され、がん医療の均てん化が進められてきた。 しかし、拠点病院等の院内がん登録及びDPC(診断群分類)データの集計によれば、学会が策定している診療ガイドラインに沿った標準的治療の実施率は、拠点病院間で大きな差があることが明らかになった。一方、診療ガイドラインに記載されている標準的治療は、一般的ながん患者に推奨できる治療法を示したものであり、高齢者や他疾患を持つ患者が増えている中、これらの患者に対して実施された場合の有効性・安全性等の検証は十分に実施されていない。さらに、各地域で医療提供体制が異なる中、標準的治療が各地域で実施可能なものであるかどうかの検証もされていない。 こうした現状を踏まえ、標準的治療を普及させるとともに、高齢者や他の疾患を持つがん患者も適切ながん医療を安全に受けられるよう、以下の項目について検証を行い、平成28年度末までに検証を終える。 ・関係学会と協力し、診療ガイドラインに示されている標準的治療の医療現場での運用等の実態調査及び標準的治療の実施に影響を与える因子を分析する。 ・関係学会と協力し、診療ガイドラインの標準的治療が、高齢者や他疾患を持つ患者にも、有効かつ安全なものであるか検証する。 ・関係学会と協力し、診療ガイドラインの標準的治療が、地域の医療提供体制を考慮したものであるかどうか検証する。 「求められる成果」 上記3項目全てについて検証を行い、それぞれの問題点を考慮した新しいガイドラインの作成に向けた準備を行う等</p>
--------------------------------	--------------------	--------------	--------------	--

3. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業				
(1)循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業				
分野1. 健康づくり分野				
ア. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する研究				
健康日本21(第二次)の地域格差の評価と要因分析に関する研究	15,000 千円程度	最長3 年度	1 課題程度	<p>「目標」 健康日本21(第二次)では、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価する必要があり、現在、健康日本21(第二次)推進専門委員会において、中間評価に向けた検討・協議が行われている。また、今後の健康増進の取組を推進していくためにも、主要目標項目の地域格差の評価とその要因分析が求められている。本研究事業では、健康日本21(第二次)の推進と中間評価に資するため、調査の実践及び地域格差の評価とその要因分析を目的とするものである。さらに、地域格差の要因と健康日本21(第二次)に係る各種取組の各項目への影響度を明らかにすることにより、各自治体が取り組むべき健康増進施策についても明らかにすることを目的とする。</p> <p>「求められる成果」 本研究事業では、健康日本21(第二次)の中間評価における具体的な評価方法や今後の対策に活用するため、以下の成果物を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域格差の要因に関し、健康日本21(第二次)で掲げられている指標(主要目標項目のうち都道府県データから得られる指標)について、性・年齢補正値を算出する。 ・公的統計を利用して、各指標の地域格差の要因について(健康日本21(第二次)における別表第四と第五の目標項目を用いて)、経済格差も含めて検討する。 ・健康寿命の全国推移と地域格差の算定と評価方法の提案を行う。 ・コホート研究を通じて健康寿命延伸の要因分析をし、健康寿命への影響度を明らかにする。 ・健康寿命延伸および地域格差の要因と各取組の影響度を明らかにした上で、各自治体が取り組むべき健康増進施策を提案する。 ・未成年者の飲酒率と喫煙率の調査の実践及び結果の集計と解析を行う。(平成28年度,平成30年度) ・各研究内容に応じ、専門学術誌への論文掲載等による評価を得る。 <p>注)健康寿命の全国推移と地域格差の算定に当たっては、健康寿命とは健康日本21(第二次)での「日常生活に制限のない期間の平均」を意味する。</p>

オ. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する研究				
受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究	13,000 千円程度	最長3 年度	1 課題程度	<p>「目標」 非感染性疾患(NCDs)による国民の健康及び医療費への負担は増しており、NCDs の発症と重症化の予防のためにも、回避可能な最大の危険因子である喫煙への対策は極めて重要である。健康日本21(第二次)においては、喫煙率の減少や受動喫煙の機会を有する者の割合の低下等を目標として掲げている。しかしながら、平成17年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」が発効して以来、諸外国はたばこ対策が大きく進んでいる一方で、日本の対策は遅れている現状にある。特に、受動喫煙防止と健康警告表示、及び広告・販売促進・後援の禁止への対策に関しては国際的にも低い評価に留まっており、FCTC 及び健康日本21(第二次)に基づいた推進は喫煙の課題である。</p> <p>2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される。近年の歴代五輪開催地は、何らかの強制力を持った形(法律・条例等)で受動喫煙防止対策を講じており、日本はFCTCの締約国としても積極的な対策の推進が求められている。さらに、国や自治体、保険者に対し、たばこ対策の必要性や期待される効果を示す上でも、たばこ対策による健康面及び経済面の効果検証が必要である。</p> <p>本研究事業では、受動喫煙防止等のたばこ対策並びに経済影響を分析し、我が国で実行可能でかつ効果的なたばこ対策の提言を行う。</p> <p>「求められる成果」 平成28年度中の研究成果として求められる項目は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の受動喫煙防止法規制の内容と形成過程に関する資料の収集 ・健康警告表示の強化に向けた効果分析も含めたエビデンスの構築 ・広告等の規制強化に向けたエビデンスの構築 ・広告、社会的責任と称する活動も含めた販売促進、後援(スポンサーシップ)についての情報収集と課題の整理 <p>平成30年度末までの研究成果として求められる項目は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止、健康警告表示及び広告等規制の強化による効果の経年的評価(施設毎の受動喫煙防止措置を講じている割合、健康影響の認知度等の変化等) ・COPDを含めたたばこの健康影響に関する啓発活動の効率的な実施方法の検証 ・たばこ対策による健康及び経済への効果に関するモデルの確立と政策提言 ・各研究内容に応じ、専門学術誌への論文掲載等による評価を得る。

分野2. 健診・保健指導分野

ア. 健診に関する研究

①健康診査・保健指導の有効性評価に関する研究	20,000 千円程度	最長3 年間	1 課題程度	<p>「目標」 個別の疾患の発見を目的とした所謂「検診」と異なり、健康診査は総合的な健康状態を把握すると同時に、長期的な健康状態の変化や予期される将来のリスクについても評価して、その早期予防につなげることが求められている。健康診査は受診するだけでは意味がなく、実際の疾病予防や健康増進につなげるためには、長期的なリスクを軽減させるための健康相談や保健指導等が必要であり、それを通じて本人や家族等の自主的な努力を促している。本研究では、現実の大規模データに基づいて、受診後の対処法を含めた健康診査全般について保健事業の現場で使用可能な評価方法を開発し、その妥当性を疾病の長期予測モデルや医療経済学的効果で検証することを目指す。</p> <p>本研究は、がん検診以外の現行の全ての健康診査・保健指導を対象とする。</p> <p>「求められる成果」 がん検診を除く、現行の全ての健康診査・保健指導について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の評価指標の検証 ・長期的な視点を踏まえた評価指標の作成 ・評価指標と疾病発症モデルとの組み合わせによる効果の推計 ・大規模データを用いた医療経済的効果からみた評価方法の開発 ・保健事業の現場での実現可能性の検証 ・それらのエビデンスを示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集、事例集等)
------------------------	-------------	--------	--------	--

②新たな健康診査・保健指導の実施可能性に関する研究	10,000 千円程度	最長3 年間	1 課題程度	<p>「目標」 健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、健康診査の結果を踏まえた栄養指導等その他の保健指導等を行うことにより、疾病の発症及び重症化予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。 本研究は、生涯を通じた健康づくりの観点から、今後必要とされる可能性がある新たな健康診査・保健指導の実施可能性に関する研究を行う。なお、本研究は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に設置された健康診査等専門委員会の検討に準じて実施するものとする。</p> <p>「求められる成果」 ・新たな健康診査・保健指導の目的、対象者、対象疾患、対象疾患のリスク構造、評価指標、健康診査に用いられる検査の精度、保健指導等の介入方法等、健康診査等専門委員会で健康診査の要件とされる事項に関する基礎データ ・新たな健康診査・保健指導の予防効果・医療経済的効果の推計・実施体制等の実施可能性を示す資料 ・それらのエビデンスを示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)等。</p>
---------------------------	-------------	--------	--------	--

分野3. 生活習慣病対策分野

イ. 糖尿病対策に関する研究

①糖尿病性網膜症・下肢壊疽等の総合的な重症度評価の作成と合併症管理手法に関する研究	10,000 千円程度	最長3 年間	1 課題程度	<p>「目標」 糖尿病患者の重症化予防については、各医療機関での取組がなされているが、糖尿病合併症の総合的な重症度評価の具体的な方法とその有効性を示すエビデンスが乏しい状況にある。そのため、個々の診療科がそれぞれの合併症の治療を個別に進めているのが現状であり、糖尿病患者の立場に立ち、糖尿病合併症を総合的に捉えた管理手法の開発が求められる。 現場でのこれまでの経験を活かし、今後さらに糖尿病の重症化予防をエビデンスに基づき進めるためには、糖尿病合併症の中でも、患者のQOLに重大な影響を及ぼす糖尿病性網膜症・下肢壊疽等について、総合的な重症度評価の作成と合併症を管理する実施可能な手法の開発を行い、その成果を臨床現場や診療ガイドライン等に反映させることが望まれる。</p> <p>「求められる成果」 ・関係学会から承認された客観的な指標に基づく糖尿病性網膜症・下肢壊疽等の糖尿病合併症の総合的な重症度評価指標 ・関係学会から承認された実施可能な糖尿病性網膜症・下肢壊疽等の糖尿病合併症の総合的な管理手法 ・それらのエビデンスを示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)</p>
---	-------------	--------	--------	--

②1型糖尿病の実態調査、客観的診断基準、日常生活・社会生活に着目した重症度評価の作成に関する研究	10,000 千円程度	最長2 年間	1 課題程度	<p>「目標」 1型糖尿病は2型糖尿病と同様に高血糖をきたすが、1型糖尿病は生活習慣病でないだけでなく、高血糖がインスリンの欠乏に起因しており、インスリン抵抗性や分泌不全に起因した高血糖を呈する2型糖尿病の病態とは異なる。2型糖尿病では食事療法や内服治療が可能な例も存在するが、1型糖尿病では生涯にわたるインスリン治療が必須であり、血糖を安定してコントロールするためには、インスリンの頻回もしくは持続的な投与を要する例が多い。また、本事業を通じた生活実態調査の結果、発症のピークが就学中や働き盛りの若年であるため、インスリンの投与期間や通院等の療養期間が長期に及び、社会的・経済的に負担が大きいことも明らかとなりつつある。 本事業においては、これまで1型糖尿病に対する暫定的疫学的診断基準の作成を試み、1型糖尿病と2型糖尿病を鑑別する研究を実施してきたが、小児2型糖尿病症例が増加していること、また膵島関連自己抗体は両型で陽性になりうることなどにより、両者の鑑別は容易ではないとされており、両者を確実に鑑別できる客観的診断基準が求められている。そこで本研究では、これまでの暫定的疫学的診断基準をもとに、さらに発症年齢や、内因性インスリンの分泌量などの要件を診断基準に加えることで、客観的な指標に基づく診断基準に発展させ、さらに日常生活・社会生活に着目した重症度評価も作成し、本症の病態解明や医療水準の向上に貢献することを目標とする。</p> <p>「求められる成果」 関係学会から承認された客観的な指標に基づく1型糖尿病(生直後から発症する先天性のインスリン欠乏症等、1型糖尿病の病型のいくつかに着目したものであっても差し支えない)の診断基準・重症度指標。またそれらのエビデンス(評価指標等の信頼性・妥当性、介入の効果等)を示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)。また、当該診断基準等を満たす患者数の推計及びその根拠。</p>
--	-------------	--------	--------	---

③糖尿病腎症重症化予防プログラム開発のための研究	10,000 千円程度	最長2 年間	1 課題程度	<p>「目標」 平成27 年6 月30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、生活習慣病の重症化予防等の取組を促進することが求められており、日本健康会議では生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800 市町村、広域連合を24 団体以上とする「健康なまち・職場づくり宣言2020」が採択された。本研究は、糖尿病性腎症重症化予防の観点から、日本健康会議重症化予防(国保・後期広域)ワーキンググループと連携し、最も効果的な対象者、生活指導方法の組合せを検討する大規模介入試験を実施し、地域において実施可能で最適な糖尿病性腎症重症化予防プログラムに関する科学的エビデンスを構築し、国内、海外に向けて発信することを目的とする。</p> <p>「求められる成果」 ・糖尿病性腎症重症化予防に関する大規模介入試験の分析結果 ・地域において実施可能で最適な糖尿病性腎症重症化予防プログラム ・それらのエビデンスを示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集、事例集等)</p>
--------------------------	-------------	--------	--------	---

(2)難治性疾患等政策研究事業

ア. 難治性疾患政策研究事業

①疾患別基盤研究分野(客観的な指標に基づく疾患概念が確立されていない疾患が対象)	700～ 1,200 千円程度	最長2年間	30課題程度	<p>「目標」 客観的な指標に基づく疾患概念の確立していない難病について、科学的根拠を集積・分析し、患者の実態把握を行い、全国規模の客観的な指標に基づく診断基準・重症度分類を確立し、難病等の医療水準の向上に貢献することが目標である。</p> <p>「求められる成果」 関係学会から承認された客観的な指標に基づく診断基準・重症度分類。またそれらのエビデンス(評価指標等の信頼性・妥当性、介入の効果等)を示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)。また、診断基準を満たす患者の推計及びその根拠。</p>
②領域別基盤研究分野(客観的な指標に基づく疾患概念が確立されている疾患が対象)	1,000～15,000 千円程度	最長3年間	20 課題程度	<p>「目標」 客観的な指標に基づく疾患概念が確立されている疾患に対して、全国共通の診断基準・重症度分類の改定、難治性疾患実用化研究事業の診療の質を高める研究等で集積したエビデンス等も用いて診療ガイドラインのとりまとめや普及などを行い、指定難病、小児慢性特定疾病を中心とした難病の医療水準の向上に貢献することが目標である。</p> <p>「求められる成果」 関係学会から承認された客観的な指標に基づく全国共通の診断基準・重症度分類の改定、難治性疾患実用化研究事業の診療の質を高める研究等で集積したエビデンス等も用いた診療ガイドラインのとりまとめや普及。ガイドラインは、Minds ガイドラインセンターにおける「診療ガイドラインの手引き」に基づいて作成されることが望ましい。また、非専門医に対し、当該疾病についての周知等に資する活動を行うことを推奨する。</p>
③横断的政策研究分野	2,000～5,000 千円程度	最長3年間	3～5課題程度	<p>「目標」 難病患者について、疫学データの継続的な収集・分析、発症関連要因・予防要因、重症化の危険因子、予後関連因子、予後追跡調査等に関する研究を疾患横断的に行い、難病患者のQOL 向上や政策に活用しうる基礎的知見の収集が目標である。</p> <p>「求められる成果」 疾患横断的な研究による、発症関連要因・予防要因、重症化の危険因子、予後関連因子、予後追跡調査等に関する疫学データの継続的な収集・分析。</p>

イ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業(免疫アレルギー疾患政策研究分野)

免疫アレルギー疾患に対する食事指導、生活指導等の自己管理(セルフマネジメント)手法に関する研究	5,000 千円程度	最長3年間	1 課題程度	<p>「目標」 最新の知見に基づき、免疫アレルギー疾患に対する科学的根拠のある食事指導、生活指導等の自己管理(セルフマネジメント)手法を明らかとし、その均てん化の手法についても明確化することにより、免疫アレルギー疾患患者のQOL の向上を目指す。平成28 年度中に、患者、医療機関、それぞれに向けたセルフマネジメント実施のためのマニュアル案を作成し、平成30 年度末までに当該マニュアルに基づいたセルフマネジメントを実施し、その問題点について提起し、さらに普及についての手法を検討することで最終的な成果物とすること。</p> <p>「求められる成果」 (例) アレルギー疾患の自己管理手法の更新及び自己管理手法普及のための手法(いずれも患者向け、医療機関向け)等</p>
---	------------	-------	--------	---

ウ. 免疫アレルギー疾患等政策研究事業(移植医療基盤整備研究分野)

①移植に用いる造血幹細胞の効率的な供給に関する研究	3,000 千円～ 7,000 千円程度	最長3年間	1～2課題 程度	<p>「目標」 造血幹細胞移植医療分野においては、少子高齢化の影響などで、特に非血縁者間移植の需要が今後ますます高まるものと思われるが、一方、特に非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞移植において実際に移植に至るまでの期間が長期間であるという課題がある。このような点から、移植に用いる造血幹細胞の効率的な供給に結び付くための研究に取り組み、国際的な注目も高まっているわが国の移植医療全体の成績の向上を目指す。</p> <p>「求められる成果」 求められる成果は、できる限り迅速に造血幹細胞を移植患者へ提供できる体制を構築し、これにより移植成績が向上することである。そのため、まずはコーディネート期間に関する課題の抽出や効率的な造血幹細胞提供のために必要なデータの蓄積を行い、それら抽出した課題に対する対策(より良いコーディネート体制の構築、造血幹細胞移植推進拠点病院と連携した医療提供体制の構築、移植患者・ドナーの満足度の向上、普及啓発方法の向上なども含む)を検討し、それらの対策につなげるための政策提言、造血幹細胞移植委員会の議論に用いる基礎資料の提案、ガイドラインやマニュアルの作成等を行うことが求められる。</p>
②心停止下臓器提供や小児の臓器提供を含む臓器提供の選択肢提示を行う際の対応のあり方に関する研究	3,000～7,000 千円程度	最長3年間	1～2課題 程度	<p>「目標」 平成22年の臓器移植法改正以降、毎年の脳死下臓器提供者数は微増しているが、心停止下を含む臓器提供者数はむしろ減少してきている状況であり、臓器移植の需要は増しているものの、臓器提供数そのものはそれに見合った増加はみられていない、という現状がある。また、早急な移植を必要とする心疾患に罹患している小児についての社会的基盤についても課題があるのが現状である。本研究では特に心停止下や小児事例でのドナー家族の心情に配慮しつつ臓器提供の選択肢があることを提示する際の適切な対応の在り方についての研究を優先的に採択する。</p> <p>「求められる成果」 求められる成果は、より良い選択肢提示の方法等についての政策提言、臓器移植委員会の議論に用いる基礎資料の提案、臓器提供施設での活用を念頭に置いたマニュアルやガイドラインの改正や新規作成等である。</p>

4. 長寿・障害総合研究事業

(1)長寿科学政策研究事業

介護予防を推進する地域づくりを戦略的に進めるための研究	10,000 千円程度	最長3 年間	1～2 課題 程度	<p>「目標」 介護予防については、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てなく、住民主体の活動として実施することとされている。しかしながら、市町村の中には予防活動展開のための戦略策定が進んでいないこともあり、市町村職員が圏域毎に取り組むべき介護予防支援の効率的な事業展開に資するデータ収集を行い、取り組みの支援を実施する必要がある。そのため、地域介入研究などを通じて地域づくりによる介護予防効果検証などを実施することを目的とする。</p> <p>「求められる成果」 ①客観指標を用いた効果的・効率的な介護予防政策マネジメント支援システムを開発する。 ②支援システムに搭載するデータの入手方法を定式化する。 ③縦断研究により妥当性が検証された指標群を確立する。 ④支援システムを用いた複数のモデル保険者事例の結果に基づく地域間比較モデルを開発する。 ⑤上記②ないし④について、部門、職種、職位に合ったデータ提示手法を確立する(担当課、地域包括支援センター等の部門、行政職、保健・医療専門職という職種、部長～係員という職位の違い)。 ⑥地域づくりによる介護予防効果検証手法を確立する。</p>
-----------------------------	-------------	--------	--------------	--

(2) 認知症政策研究事業				
① 認知症の社会的課題の解決、特に徘徊の課題に関する研究	3,000～7,000 千円程度	最長3 年間	1 課題程度	<p>「目標」</p> <p>認知症に関する社会的な課題、例えば徘徊や、徘徊に続く行方不明化などについて、官庁の発表などによりその数などの報告はなされているが、その実態は十分には把握されておらず、そのメカニズムやリスク要因に関しても明らかにはなっていない。これまでの先行的な研究において、後方視的分析(量的研究及び質的研究を含む)などが実施され、包括的な認知症高齢者の徘徊の研究がようやくその緒についたともいえる。そこで、本研究では徘徊を起こしやすい要因、起こしにくい要因等を分析するなどし、介護者や、市町村の見守りネットワーク等で活用できる手法を明らかにする事などにより、徘徊によって生じる、本人・介護者の負担や社会的負担を減ずることを目標とする。</p> <p>「求められる成果」</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な対応マニュアル等の策定 ・上記の質を担保するようなエビデンスを示す資料
② 介護者等の負担軽減、認知症の普及・啓発などを含めた、社会創生に関する研究	3,000～7,000 千円程度	最長3 年間	1 課題程度	<p>「目標」</p> <p>Age-Friendly Cities(AFC、高齢者にやさしい都市)という観点については、WHOがグローバルネットワークを立上げるなど、WHO発表の『高齢者にやさしい都市づくりガイド(Global Age-friendly Cities: A Guide)』をもとに、高齢者および人口高齢化に配慮したまちづくりに努める国や都市の国際的なつながりが開始され始めている。新オレンジプランで目指す、認知症高齢者等にやさしい地域については、まだその端緒についたばかりであるが、平成30 年度末までに、認知症高齢者等にやさしい地域(Age and Dementia Friendly Community)を作るため、その手引きや評価指標などの作成を行う。</p> <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等にやさしい地域(Age and Dementia Friendly Community)を作るための手引きなど ・認知症高齢者等にやさしい地域(Age and Dementia Friendly Community)を評価するための評価指標など ・上記のエビデンスレベル(評価指標等の信頼性・妥当性、社会創生の効果等)を示す資料(原著論文等)
(3) 障害者政策総合研究事業				
① 発達障害児者等の地域特性に応じたサービス利用実態の把握と支援に関する研究	100, 000千円程度	最長2年間	1 課題程度	<p>「目標」</p> <p>平成29年度までに、①これまで実態が明確になっていなかった発達障害の診断を受けた者(児を含む)と、発達障害の疑い(可能性)がある者(以後、「発達障害者等」という。)②今後のICD改訂を踏まえて実態を把握することが必要となっているボーダーラインの知的障害者が利用している、障害福祉サービスを始めた、子育て支援や就労支援、若者支援、その他の福祉関連相談、医療福祉等の分野等のサービス利用の実態を把握する。</p> <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の類似調査に関する文献調査とその文責結果。 ・発達障害者等、ボーダーラインの知的障害者のサービス利用状況(年齢、性別、診断名、生活状況、紹介経路、利用頻度、利用期間、転帰など)に関する複数の自治体における調査結果。なお、女性特有の課題についても焦点を当て、調査・分析を行うこと(28 年度中に予備調査、29 年度に本調査を実施する)。調査するサービスは、下記の分野とする。 <p>① 障害児支援・障害福祉サービス ②子育て支援 ③就労支援 ④若者支援⑤その他の福祉関連相談(生活困窮者自立支援など)⑥医療・保健機関のサービスなど⑦その他</p>

②障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究	4,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 障害者総合支援法施行3年後の見直しで、地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートについて、その質を確保するため、ピアサポートを担う人材を養成する研修を含め、必要な支援を行うべきであるとされた。</p> <p>以上を踏まえて、本研究事業では、諸外国及び我が国の障害領域におけるピアスタッフの養成制度及び研修カリキュラムを収集分析して体系化し、ピアサポートの実践者からのフィードバックを活かして修正し、プログラムの評価を行いながら、ピアサポートの専門性及び有効性を高めるための養成制度及び研修プログラムを開発する。養成研修の対象は、主に障害福祉サービス事業所等で雇用されている障害者に加え、ピアサポートを提供する事業所の管理者等も含めることとする。</p> <p>開発にあたっては、特に地域移行への支援を重視し、好事例を収集分析して研修内容に反映させると共に、モデル研修による検証と修正を行うものとする。平成28年度末までに、養成制度、研修シラバスとカリキュラムを作成し、次年度以降は、条件が異なる地域でファシリテーター養成研修を含むモデル研修を実施する。平成29年度は主に研修プログラムの評価を行い、平成30年度は都道府県研修の課題を明らかにし、プログラム評価と実践者のフィードバックを活かして養成制度及び養成研修プログラムを完成させる。</p> <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者ピアサポートの体系化および養成制度と養成研修のあり方、地域移行支援における活用に関する研究報告書 ・ モデル研修の研修プログラムの評価及び都道府県研修課題に関する報告書 ・ 障害者ピアサポートの専門性及び有効性を高めるための研修シラバス及び研修プログラム
③障害児入所支援の質の向上を検証するための研究	5,000千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 障害児入所施設には、専門的ケアを必要とする被虐待児等の入所も多く、支援内容の充実が求められている。</p> <p>このため、今後の障害児入所支援の質の向上についての検討や平成30年の福祉サービス等報酬改定に向け、事業所調査やタイムスタディ等の調査手法を用いて、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の業務実態の基礎データ等の収集及び分析を行う。</p> <p>「求められる成果」</p> <p>福祉型障害児入所施設および医療型障害児入所施設のそれぞれの主な障害種別ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童の状況、支援体制、支援内容等に関するデータ ・ 職種ごとの勤務実態に関するデータ ・ 被虐待児等への支援、自立支援、家庭支援、地域支援などの
④相談支援従事者研修に関する研究	7,500千円程度	2年間	1課題程度	<p>「目標」 障害者総合支援法の見直し事項への対応や、重層的な相談支援従事者体制の構築、サービス等利用計画等の質の向上や効果的なサービス利用の適正化等に資するため、これまでの国の指導者養成研修や都道府県の養成研修の実態を踏まえ、①主任相談支援専門員(仮称)の創設を含めた相談支援従事者のキャリアパスを作成しそれぞれの段階における機能・役割等を整理すると共に、②質の高い相談支援専門員が養成されるように、相談支援従事者初任者研修・現任研修のカリキュラムの見直しを含め、③全国研修ができるようなカリキュラム、シラバス、プログラム、教材を作成する。</p> <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援従事者の重層化(相談支援専門員のキャリアパス) ・ 相談支援従事者初任者研修、現任研修のカリキュラム等の見直し ・ 主任相談支援専門員研修のカリキュラム、シラバスの作成 ・ 各研修におけるプログラム、教材及び実施マニュアルの作成 ・ モデル研修の実施等

<p>⑤障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究</p>	<p>6,000千円程度</p>	<p>最長2年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 障害者福祉施設の利用者には、日常生活の自立度が高く、地域移行が可能と思われる者も利用していることが考えられる。また、グループホーム利用者の中には、アパート等での単身生活が可能であり、利用者もそれを希望している場合がある。一方、障害者総合支援法の改正により、日中活動に通うことが困難な程度の重度の障害者に対応したグループホームの創設や、障害者の一人暮らし等を支援する新たなサービスの創設、重度障害者等包括支援を活用しやすくするための見直しの方策が検討されており、それぞれの対象者像を明らかにすることが求められている。 本研究事業では、本人の意思の尊重をさらに進める観点から、障害者福祉施設やグループホーム利用者の生活の場の希望を把握するとともに、重度の障害者に対応したグループホームや一人暮らし等を支援する新たなサービスの利用対象者像及び重度障害者等包括支援の対象者要件の見直しのための方策について明らかにすることを目的とする。 「求められる成果」 ・障害者福祉施設利用者やグループホーム利用者が希望する生活の場の把握 ・重度障害者グループホーム利用対象者の状態像の分析 ・一人暮らしを支える新たなサービスの利用対象者の状態像の分析 ・重度障害者等包括支援の対象者像の見直し方策</p>
<p>⑥医療的ケア児に関する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携促進に関する研究</p>	<p>7,000千円程度</p>	<p>最長3年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 ・平成28年度に、①医療的ケア児を支援する関係機関の連携を推進するために、ファシリテーションやコーチング技能を有したスーパーバイザーを育成するための研修を開発する、②都道府県における医療・福祉・保健・教育等の連携体制のあり方に関する調査及び研究を行う、③各都道府県で医療的ケア児数と地域の社会資源を把握するための手法の検討を行う ・平成29年度に、①スーパーバイザー育成研修の実施と改良、②都道府県における医療・福祉・保健・教育等の連携を進めるための手引き書の作成、③各都道府県で医療的ケア児数と地域の社会資源を把握するための手法の検討を行う ・平成30年度に、医療的ケア児数の把握と分析を行う 「求められる成果」 ・スーパーバイザー育成研修プログラム ・都道府県における医療・福祉・保健・教育等の連携を進めるための手引き書 ・各都道府県で医療的ケア児数と地域の社会資源を把握するための方法の提示 ・これらの調査結果をまとめた報告書</p>
<p>⑦国、都道府県等において実施する発達障害者診療関係者研修のあり方に関する研究</p>	<p>4,000千円程度</p>	<p>最長2年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 平成29年度までに、これまで国が行ってきた、精神科や神経科等での発達障害の診断や薬物の処方、入院治療等に携わる医師、看護師など(以下、「医師等」という。)に向けた専門研修だけでなく、近年増加傾向の診断を受けた発達障害者が身近な地域で身体疾患の治療や健診、人間ドッグを適切に受けられるようにするための医療関係者向け、基本研修の方法(国研修、都道府県研修)を、国内外のエビデンスの確認されている知見をもとに開発し、関係者のコンセンサスを得たものとする。(平成28年度は国内外の医療関係者向けの研修に関する好事例の収集として試行版の開発、平成29年度は完成版の開発と実施マニュアルの作成を行う。) 「求められる成果」 ・医師等に向けた発達障害に関する研修の実践報告に関する文献調査とその分析結果。なお、女性特有の課題についても焦点を当て、調査・分析を行うこと。 ・導入を促進すべき研修方法の、複数の現場で試行を行った結果。 ・研修実施マニュアル(指導者用)、テキスト。</p>

<p>⑧読み書き障害、チック、吃音、不器用等の発達障害の特性に関する早期発見のためのアセスメント手法の開発と普及に関する研究</p>	<p>7,000千円程度</p>	<p>最長2年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 平成29年度までに、現在スクリーニングや支援計画作成のためのアセスメント手法が未確立である発達障害(例 読み書き障害、チック、吃音、不器用)について、①エビデンスが確認されたもので、かつ、②国内の発達障害者支援を行う現場で導入可能なアセスメント手法の開発を行うと共に、その普及方法を明らかにする。 「求められる成果」 ・読み書き障害、チック、吃音、不器用等のアセスメント手法に関する国内外の研究・実践報告等の文献調査・分析の結果。なお、女性特有の課題についても焦点を当て、調査・分析を行うこと。 ・導入を促進すべきアセスメント手法の、複数の現場で試行を行った結果。 ・アセスメント手法の普及に関するモデルの提示。(例 研修方法、テキスト)</p>
<p>⑨就労アセスメント実施者に対する研修カリキュラム構築のための調査研究</p>	<p>3,000千円程度</p>	<p>最長2年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 平成27年度から就労継続支援B型事業の利用希望者に対して、就労移行支援事業所等によるアセスメント(以下「就労アセスメント」という。)を実施することが必須となったところであるが、障害者総合支援法の見直しを行っている社会保障審議会障害者部会等において、「就労アセスメントの対象範囲の拡大について検討する」、「第三者が適切なサービスを判断するアセスメントを幅広く活用する」と指摘されている。 このため、就労アセスメントの実施状況を把握するとともに、対象範囲拡大に当たっては、効果的実施方法を提示することと併せて、実施者に対する効果的な研修カリキュラムを検討、作成する。 「求められる成果」 ・就労アセスメントの実施状況、課題、好事例の把握 ・就労アセスメントの効果的実施方法の検討、モデル例の提示 ・就労アセスメント実施者に対する効果的な研修カリキュラムの検討、作成</p>
<p>⑩刑の一部執行猶予制度下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究</p>	<p>15,000～30,000千円程度</p>	<p>最長3年間</p>	<p>1課題程度</p>	<p>「目標」 薬物依存の問題を抱える者に関しては、「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月閣議決定)や「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定)等において、関係機関や団体が緊密に連携してその社会復帰を支援していく方針が示されている。さらに、いわゆる危険ドラッグを含めた薬物乱用が大きな社会問題となっていること、薬物依存のある刑務所出所者に対する処遇の充実を前提とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行されること等をも鑑みれば、関係機関や民間支援団体の連携をより緊密にするための対策を喫緊に講じる必要がある。このような背景や政策動向を踏まえながら、下記の研究成果をとりまとめることができる具体的な研究内容を提案すること。 ・平成28年度中に、①保護観察所、精神保健福祉センター、保健所、医療機関、保護観察所、民間支援団体等による地域連携体制の好事例の収集・分析、②薬物依存者のコホート調査の立ち上げ、③薬物依存者に対する包括的支援ガイドライン(案)の策定、④自治体による地域連携体制の構築支援等を行う。 ・平成29年度中に、①保護観察所、精神保健福祉センター、保健所、医療機関、保護観察所、民間支援団体等による地域連携体制の好事例の収集・分析、②薬物依存者のコホート調査の実施、③薬物依存者に対する包括的支援ガイドラインの策定、④自治体による地域連携体制の構築に関する課題の整理等を行う。 ・平成30年度中に、①保護観察所、精神保健福祉センター、保健所、医療機関、保護観察所、民間支援団体等による地域連携体制の好事例の収集・分析、②薬物依存者のコホート調査の分析、③薬物依存者に対する包括的支援ガイドラインの改訂、④自治体による地域連携体制構築ガイドラインの策定等を行う。 「求められる成果」 ・薬物依存者のコホート調査結果 ・薬物依存者に対する地域連携体制の好事例集 ・薬物依存者に対する包括的支援ガイドライン ・自治体による地域連携体制構築ガイドライン等</p>

⑪心の健康づくりを推進する地域連携のあり方とその効果に関する政策研究	15,000～30,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 平成24年7月には、健康増進法に基づく指針として、健康日本21(第二次)が策定され、「心の健康づくり」に取り組むことが明示され、数値目標(平成34年度まで)として、「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合を9.4%とする」と定めている。</p> <p>また、平成28年4月1日から実施される犯罪被害者等基本法に基づく第3次犯罪被害者等基本計画では、精神的・身体的被害の回復・防止への取組が重点課題と位置づけられており、男女共同参画基本法に基づく第4次男女共同参画基本計画においても、メンタルヘルスの観点が盛り込まれている。</p> <p>このような背景や政策動向を踏まえながら、下記の研究成果をとりまとめることができる具体的な研究内容を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度中に、①保健所・精神保健福祉センターにおける相談窓口を起点とした地域連携支援体制の好事例の収集・分析、②自治体におけるメンタルヘルスに関する普及啓発の好事例の収集・分析、③自治体によるメンタルヘルス対策の好事例の収集・分析、④相談員等を対象としたメンタルヘルスに関する研修パッケージの開発、⑤地域における犯罪被害者等に対する支援のモデル構築等を行う。 平成29年度中に、①保健所・精神保健福祉センターにおける相談窓口を起点とした地域連携支援体制の好事例の収集・分析、②自治体におけるメンタルヘルスに関する普及啓発の好事例の収集・分析、③自治体によるメンタルヘルス対策の好事例の収集・分析、④相談員等を対象としたメンタルヘルスに関する研修パッケージの改良、⑤地域における犯罪被害者等に対する支援のモデル構築等を行う。 平成30年度中に、①保健所・精神保健福祉センターにおける相談窓口における包括的支援マニュアルの策定、②自治体におけるメンタルヘルスに関する普及啓発ツールの開発、③自治体によるメンタルヘルス対策ガイドラインの策定、④相談員等を対
⑫高次脳機能障害者の実態把握と地域連携を推進する政策研究	5,000～15,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 平成25年4月に施行された障害者総合支援法の施行後3年の見直しについて、社会保障審議会障害者部会において議論を行い、その際、今なお障害福祉サービスで十分な対応ができていない高次脳機能障害のある者(童を含む。)について、支援拠点機関の実態や支援ニーズに関する調査、有効な支援方法やそれを担う人材養成の研修の在り方についての研究を進める必要があると指摘された。このような背景や政策動向を踏まえながら、下記の研究成果をとりまとめることができる具体的な研究内容を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度中に、①高次脳機能障害者を支える地域連携の好事例の収集・分析、②高次脳機能障害者の実態把握等を行う。 平成29年度中に、①高次脳機能障害者を支える地域連携の好事例の収集・分析、②高次脳機能障害に関する研修プログラムの開発等を行う。 平成30年度中に、①高次脳機能障害者を支える地域連携ガイドラインの策定等を行う。 <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害者の実態調査の結果 高次脳機能障害者を支える地域の好事例集 高次脳機能障害に関する研修プログラム 高次脳機能障害者を支える地域連携ガイドライン等
5. 感染症対策総合研究事業				
(1)新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業				
①子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状に関する治療法の確立と情報提供についての研究	5,000千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状の病態解明と有効な治療法の確立やエビデンスに基づく適切な情報提供の推進。</p> <p>「求められる成果」 子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状に対する診療の質の向上とそれにつながる診療体制の整備。また、それらの症状の病態解明、及び治療法の検討により患者及び接種を希望するものに対する適切な情報提供。</p>

②新興・再興感染症のリスク評価と危機管理機能の確保に関する研究	5,000 千円程度	最長3年間	1 課題程度	<p>「目標」 我が国に新興・再興感染症が侵入した際の、国や地方自治体等における対応体制のリスク評価(脆弱性評価)を行い、危機管理で確保すべき機能を明らかにし、国内対策の見直し等に活用する。</p> <p>「求められる成果」 世界中で新興・再興感染症に関して様々な取組がなされているが、そのリスクや取り得るべき対応は地理的要因、社会的要因等様々な要因で変化し得る。我が国でそのような感染症に関して、諸外国の情報を収集して比較することで、そのリスクを評価し、初期対応や情報収集とその管理、検体移送等について、厚生労働省、地方自治体、保健所、検疫所、医療機関等が取りうるべき対応を検討し、国内対応の見直し等に資する提言をまとめる。</p>
③医療機関等における薬剤耐性菌の感染制御に関する研究	5,000 千円程度	最長3年間	1 課題程度	<p>「目標」 国内の医療機関等における薬剤耐性菌の実態及び抗菌薬の使用状況を明らかにし、感染症対策の推進及び感染制御に係る地域連携ネットワークの構築に資する研究を行う。</p> <p>「求められる成果」 国内外の医療現場で大きな問題となっている薬剤耐性菌に関して、耐性菌の検出状況、抗菌薬の使用状況、分布などに関する我が国の現状を整理し、国内外の疫学・感染対策・治療について最新の知見を集約して、我が国全体の感染制御レベル向上に資する提言をまとめる。また、各医療機関等において感染対策上の参考となる地域連携ネットワークを通じた、各医療機関等における支援ツールの提供や連携等の対策に関する助言を行う。</p>

(2)エイズ対策政策研究事業

①HIV 検査受検勧奨に関する研究	50,000 千円程度 「若手育成型」 1,000 千円～ 5,000 千円程度	最長3年間	1 課題程度 「若手育成型」1 課題程度	<p>「目標」 平成28 年度末までに、保健所、医療機関におけるHIV 検査の実態を明らかにした上で、効果的な受検勧奨法について検討し、平成30 年度末までに当該手法についてモデル的に2以上の地域においてその評価を実施する。</p> <p>「求められる成果」 ・保健所・医療機関におけるHIV 検査の実態調査 ・診断ガイドライン作成 ・学術論文等の公表 ・効果的なHIV 検査促進手法の開発と、その効果を示す資料作成(学術論文、学会発表等)</p>
②郵送検査の品質管理、検査後フォローアップの在り方に関する研究	30,000 千円程度 「若手育成型」 1,000 千円～ 5,000 千円程度	最長3年間	1 課題程度 「若手育成型」1 課題程度	<p>「目標」 平成28 年度末までに、郵送HIV 検査等の実態を調査し、その問題点を明らかにした上で、品質管理のために必要な要素及び検査後のフォローアップに必要な項目の整理、品質管理・フォローアップに必要なマニュアル案を作成し、平成30 年度末までに当該マニュアルに準拠し実際の郵送HIV 検査等を実施した上で、その問題点を整理し、修正版マニュアルの作成を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・郵送HIV 検査等の実態調査 ・郵送HIV 検査等に関するマニュアル作成 ・学術論文等の公表</p>
③HIV 感染症とその合併症に関する研究	50,000 千円程度 「若手育成型」 1,000 千円～ 5,000 千円程度	最長3年間	1 課題程度 「若手育成型」1 課題程度	<p>「目標」 平成28 年度末までに、HIV 感染症及びその合併症に対する治療について、患者からのニーズを明らかにし、平成30 年度末までに具体的な介入法の開発およびその評価を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・リポジストロフィーに対する治療法の検討 ・HIV 感染症及び関連病態に対する新規治療法の提供スキームの構築 ・学術論文等の公表</p>
④我が国における外国人に対するエイズ対策に関する研究	20,000 千円程度 「若手育成型」 1,000 千円～ 5,000 千円程度	最長3年間	1 課題程度 「若手育成型」1 課題程度	<p>「目標」 平成28 年度末までに、我が国における外国人を対象としたHIV 動向や医療関連サービス(保健所等でのHIV 検査を含む)へのアクセスの実態について調査し、その問題点を明らかにした上で、平成30 年度末までにマニュアル等の作成を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・外国人におけるHIV 動向の実態調査 ・効果的な介入手法の開発と評価について、エビデンスレベルを示す資料(研究班で収集した論文集や研究班が作成した原著論文等) ・外国人に対するエイズ対策に関するマニュアル作成 ・学術論文等の公表</p>

⑤我が国における性風俗産業従事者に対するエイズ対策等に関する研究	20,000 千円程 「若手育成型」 1,000 千円～ 5,000 千円程度	最長3年間	1課題程度 「若手育成型」1課題程度	<p>「目標」 平成28年度末までに、性風俗産業従事者/利用者を対象としたHIV等の動向や医療関連サービス(保健所等でのHIV検査等を含む)へのアクセスの実態について調査し、諸外国の取組を文献検索により把握した上でその問題点を明らかにし、平成30年度末までにマニュアル等の作成を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・性風俗産業従事者/利用者におけるHIV等の動向の実態調査 ・先進国(米国・英国を最低限含めること)における取組についての文献調査 ・効果的な介入手法の開発と評価について、エビデンスレベルを示す資料(研究班で収集した論文集や研究班が作成した原著論文等) ・性風俗産業従事者/利用者に対するエイズ対策に関するマニュアル作成 ・学術論文等の公表</p>
(3)肝炎等克服政策研究事業				
①肝炎ウイルス感染状況と感染後の長期経過に関する研究	30,000～40,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 本邦における全年齢を網羅したB型・C型肝炎ウイルス感染状況及び感染後の長期経過等に関する疫学研究を実施し、政策の企画立案、基準策定のための基礎資料や、施策に科学的根拠を与えるための成果の獲得を目指す。</p> <p>「求められる成果」 ・肝炎ウイルス感染者数、患者数、新規感染・急性肝炎の発生状況とその感染経路、肝炎ウイルス感染後の長期経過・治療予後、B型肝炎の水平感染・垂直感染の実態等に関する全国規模の疫学研究結果 ・記載事項のエビデンスレベル(評価指標等の信頼性・妥当性、介入の効果等)を示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)</p>
IV 健康安全確保総合研究分野				
1. 地域医療基盤開発推進研究事業				
(1)地域医療基盤開発推進研究事業				
①諸外国における社会システムを含めた医療安全管理体制に関する研究	4,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 平成27年10月より医療事故調査制度が開始され、医療事故の原因分析、再発防止に向けた取り組みが各医療機関に行われることとなっており、医療安全管理体制の充実が期待される。一方で、医療安全に関する学術的進展は日々進んでおり、諸外国の動向についても把握しておく必要がある。このため、平成29年度末までに、諸外国における社会システムを含めた医療機関の特性に応じた医療安全管理体制を明らかにし、我が国における医療安全の更なる推進に向けた提言を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・諸外国における、社会システムを含めた医療機関の特性に応じた医療安全管理体制を明らかにする。 ・医療事故調査制度や再発防止に関する諸外国の動向を踏まえ、我が国における課題を明らかにする。</p>

②医療安全に資する病理部門等と医療安全管理部門との連携に関する研究	4,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 平成27年10月より医療事故調査制度が開始され、医療事故の原因分析、再発防止に向けた取り組みが各医療機関に行われることとなっており、医療安全管理体制の充実が期待される。医療事故調査においては、解剖は、原因を明らかにするために必要な範囲で選択される調査のひとつとされており、病理部門や臨床各部門と医療安全管理部門との連携体制が構築されていることが望ましいと考えられる。 しかし、病理部門や臨床各部門と医療安全管理部門との連携体制の構築と医療安全への効果については、これまで十分に把握されてきていない。 このため、平成29年度末までに、例えば剖検率や術後患者の肺血栓塞栓症の発生率等の医療安全に関する臨床指標を作成する。また、病理部門や臨床各部門と医療安全管理部門との連携体制が医療安全に与える効果を、上記指標を使用するなどして明らかにし、医療安全の向上に資する連携体制について提言を行う。なお、作成した医療安全に関する臨床指標を、医療機関が自ら全国の指標と比較できるシステムの開発の基礎につなげる。</p> <p>「求められる成果」 ・医療安全に関する臨床指標を作成する。 ・病理部門や臨床各部門と医療安全管理部門との連携体制が医療安全に与える効果について明らかにする。</p>
③医療安全支援センターにおける業務の評価及び質の向上に関する研究	4,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 患者・家族等の苦情・相談などへの迅速な対応や、医療機関への情報提供等を行う体制の推進を図るため、平成19年第5次医療法改正では、都道府県や保健所を設置する市及び特別区に医療安全支援センターの設置を医療法上に位置づけた。その機能は、①患者又はその家族からの医療に関する苦情への対応や相談、必要に応じ病院等の管理者への助言の実施、②病院等の管理者等や患者や家族等への医療の安全の確保に関する情報提供、③病院等の管理者や従業者への医療の安全に関する研修の実施などであり、住民の医療に対する信頼の確保を目的としている。また、平成27年10月より医療事故調査制度が開始され、医療安全に対する国民の関心も高まっていくものと思われる。このため、医療安全支援センターの役割はより一層重要となってくる。このため、医療安全支援センターが今まで行ってきた業務を評価し、課題を明らかにすることで、業務の質の向上につながる今後のあり方について提言を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・医療安全支援センターが、住民の医療に対する信頼の確保に与えた影響及び今後の課題を明らかにする。 ・医療安全支援センターの今後の課題を現場にフィードバックすることによって、より具体的で効果的な業務方法の確立を図る。</p>
④歯科医療安全対策の観点からみた歯科医療機関における歯科用ユニットの管理に関する研究	1,600～2,100 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 平成29年度末までに、歯科医療安全対策の観点からみた歯科医療機関における歯科用ユニットの管理手法等を提示する。</p> <p>「求められる成果」 ・歯科医療機関における、給水回路系を含めた歯科用ユニットの歯科医療安全対策に関する効果的かつ効率的な管理手法の提示(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等) ・当該管理方法の普及を図る方策の提示、管理内容の信頼性・妥当性、効果等を示す資料 ・その他、歯科医療機関における歯科医療安全に関すること(院内感染対策、感染症患者受け入れ対応に必要な対策等)</p>
⑤歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究	1,400～1,600 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 歯科医師の資質向上を図るうえで、特に新規参入歯科医師の資質向上が重要であることから、特に平成30年度に開始予定の歯科医師臨床研修制度見直し検討会における基礎資料となるデータを収集し、質の高い歯科医師の養成や評価の在り方に関して提示する。</p> <p>「求められる成果」 ・臨床研修施設、指導歯科医、研修プログラム(研修内容、症例数、実施体制等)の評価・検討及び望ましい研修実施体制、到達目標等について検討。 ・指導歯科医講習会やプログラム責任者講習会のカリキュラムの見直し、受講体制等について検討。 ・その他、歯科医師国家試験や歯科医師の生涯研修等に関する内容。</p>

⑥歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究	1,500 千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 歯科衛生士及び歯科技工士を対象に復職支援に関する事例の収集と今後必要とされる歯科専門職の資質等について検討を行い、今後歯科専門職の復職支援を推進する上での基礎資料とする。</p> <p>「求められる成果」 ・歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援(特に復職後の定着に関すること)に関する先進的な事例の収集 ・歯科衛生士及び歯科技工士の活躍が期待される体制についての提言 ・その他、復職支援に必要なデータの収集と今後の予測</p>
⑦医療従事者の需給に関する研究	4,000 千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 経済財政運営と改革の基本方針2015により、医師・看護職員等の需給について検討することとなっている。今後、その検討にあたって、医師、看護職員、理学療法士及び作業療法士等の医療従事者の将来の需給について議論されることが見込まれている。科学的知見に基づいた議論を行うため、特に需給に関する知見が少ない理学療法士及び作業療法士を中心に、医療従事者数の推計を行う。</p> <p>「求められる成果」 理学療法士及び作業療法士を中心とした医療従事者数の将来需給の推計</p>
⑧首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模災害時に医療チームが効果的、効率的に活動するための今後の災害医療体制のあり方に関する研究	6,800 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 東日本大震災で得た教訓を元に、災害医療体制の整備が拡充されてきている。平成26年度に中央防災会議にて「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が策定され、平成27年度には「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の改定が進められている。最新の知見を元に、DMAT、災害医療コーディネーター、情報システム等に関して研究を進め、マニュアルやガイドライン等を策定し、大規模災害時に効率的な活動を行えるよう災害医療全体の改善を図ることを目的とする。</p> <p>「求められる成果」 ・大規模災害時におけるDMATと医療チーム等との連携システムの提言 ・情報システム(EMIS:広域災害救急医療情報システム)の評価、改善点の抽出 ・広域医療搬送等、他機関とDMATの連携体制の改善点の抽出、提言 ・災害医療コーディネーター業務の標準化指針策定(市区町村、二次保健医療圏単位)</p>
⑨地震、津波、洪水、土砂災害、噴火災害等の各災害に対応したBCP及び病院避難計画策定に関する研究	2,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 災害時における病院のBCP、避難計画策定は喫緊の課題であるが、地域によって想定される災害は異なり、災害の種別によって対応が大幅に異なるため、その策定を困難にしている。近年、土砂災害、噴火災害等、甚大な被害をもたらす局地災害も増加している。本研究は各病院のBCP及び病院避難計画策定をより容易にすることを目的とする。</p> <p>「求められる成果」 ・地震、津波、洪水、土砂災害、噴火災害等の各災害に準拠したBCP、避難計画を各病院が容易に策定可能となる具体的なひな形の策定、マニュアルの作成。 ・自治体が使用可能な災害時の傷病者受け入れ態勢の病院調査に用いる調査票の策定。</p>

⑩周産期搬送に関する研究	6,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 都道府県が県境を越えて母体や新生児搬送の受け入れに協力する体制の現状把握と広域搬送が周産期医療に及ぼす効果について解明し、各都道府県において周産期医療の広域搬送の構築を目指す。また、母体救命搬送の現場に求められる他科との連携と教育の体制整備を目指す。</p> <p>「求められる成果」 ・周産期医療における都道府県をまたいだ広域搬送の現状解析から望ましい体制のあり方について提言を行う。 ・適切な広域搬送の要件とメリット(搬送方法、医療資源、経済的メリット等)を示す。 ・適切な広域搬送圏を設定するため条件等を分析し、各都道府県が周産期搬送体制の整備計画を策定する際の考え方について提言する。 ・全国の妊産婦重症搬送事例や妊産褥婦死亡事例の詳細データが今後も一元的に収集できる体制を整備する。 ・適切な母体救命に必要な知識の普及手段を開発する。</p>
⑪地域における小児医療提供体制に関する研究	3,600 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 ワクチンの普及や治療ガイドラインの策定などにより、小児の肺炎やぜんそく患者の大幅な減少など、昨今の小児の疾病構造は急速に変化している。このため、小児医療の体制整備が早急に求められており、各都道府県における小児医療提供体制の構築を目指す。</p> <p>「求められる成果」 ・小児医療提供体制の現状と問題点について整理し、望ましい小児医療提供体制を提言する。 ・小児が入院する病床と小児科医師の適切な配置について解析を行う。 ・病院や診療所、小児在宅医療との連携のあり方について提示する。</p>
⑫へき地医療において提供される医療サービスの向上とへき地医療に従事する医師の労働環境改善に係る研究	3,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 超高齢化、人口減少社会に応じた適切な医療体制を整え、並行してへき地医療に従事する医師の新たな専門医制度のもとでのキャリア形成や労働環境整備のあり方を構築する。</p> <p>「求められる成果」 ・へき地医療の提供に当たり、超高齢化及び人口減少社会にあって利用者がどのような医療体制を望んでいるのか、また医療提供側は広域化を含めたへき地医療体制作りにはどのような課題と支援体制を望んでいるのか調査し、持続可能なへき地医療システムの実現に向けた国の支援のあり方を提言する。 ・へき地医療に従事する医師の労働環境改善のために整備すべき支援策について需要を調査し必要な支援策を提言する。</p>
⑬在宅医療のあり方及び効果等の検証に関する研究	8,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 地域における効果的な在宅医療関連施策を提案するとともに、在宅療養等におけるQOL やコスト等の総合的な評価及び今後の訪問診療のあり方の検討に資する提案を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・地域医療構想において定められた在宅医療等の提供体制の構築の状況を示すデータ。 ・国もしくは地方公共団体による施策と在宅医療等の提供体制との関連等を示すデータ。 ・在宅及び施設各々について、訪問診療等の医療の実施状況、本人及び家族の満足度やQOL、コスト等の多因子による総合的な分析・評価を示すデータ。 ・在宅及び施設各々について、患者の状態像と訪問診療等の医療の提供量の分析に基づく訪問診療のあり方の提示。</p>
⑭人生の最終段階における医療のあり方に関する調査の手法開発及び分析に関する研究	3,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 平成29年度に実施を予定している人生の最終段階における医療に係る意識調査の調査手法を開発しプレ調査を実施するとともに、本調査の分析を行う。また、人生の最終段階における医療のあり方の論点整理及び効果的な普及啓発のあり方を検討する。</p> <p>「求められる成果」 ・平成28年度は意識調査の調査票の作成及びプレ調査の実施。 ・平成29年度に国において実施する調査結果を用いて分析。 ・意識調査の結果や分析に基づく今後の施策に関する提言。 ・人生の最終段階における医療に係る一般向け普及啓発の方法の開発とコンテンツ作成。 ・いわゆる延命措置の範囲や意思表示の方法についての論点整理。</p>

⑮医療放射線防護に関する研究	3,200 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 医療法に規定されている医療放射線防護に関し、新たに導入された放射線治療機器や放射性同位元素を用いた治療を行う場合に対応した医療放射線管理の基準の策定に資する提言を行う。</p> <p>「求められる成果」 新たな放射線治療機器や放射性同位元素による治療について、以下の成果を求める。 ・放射線治療における施設基準 ・診療用放射性同位元素の退出基準</p>
⑯地域包括ケアシステムに資する看護教育のあり方に関する研究	3,000 千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 本研究では、地域包括ケアシステム推進に貢献する看護師養成に向けた、看護基礎教育のあり方について、教育課程の展開、学内での学習や臨地実習などを総合的に検討するための基礎資料を作成することを目標とする。</p> <p>「求められる成果」 地域包括ケアシステム推進に貢献する看護師を看護基礎教育で養成するための、看護教育について検討を行う際の基礎資料を作成する。</p>
⑰患者の医療機関選択に資する制度のあり方に関する研究	6,500 千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 平成28年度末までに、既存の医療機能情報提供制度が患者の医療機関選択により一層資するものとなるようにそのあり方を検討し、より有用な報告項目や公表方法等の提案を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・各都道府県における医療機能情報提供制度の公表方法等の総括 ・これまでの、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」、「医療の質評価・公表事業」の内容等を踏まえつつ、既存の医療機能情報提供制度の報告項目について、患者の医療機関選択に資する情報か否かという観点から精査し、より有用な報告項目や公表方法等を提案する。</p>
⑱臨床効果に関するデータベースの国内外での動向に関する研究	6,500 千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 ・平成28年度末までに、臨床効果に関するデータベースを主とした、疾病レジストリ等について国内でのデータベースの整備状況等を把握し、入力方法(他データベースの活用方法等を含む。)やそれらのデータの標準化等、運用詳細について、調査・分析を行う。また、主要先進国における同分野のデータベースの整備状況、成果、データベースに関する諸課題(データの標準化、精度管理、入力方法の統一化・効率化等)およびその解決に向けた取組について調査・分析を行う。</p> <p>・これらの知見に基づき、各データベースのセキュリティ確保状況を踏まえつつ、データの相互利用や統合的分析に資する方法論の整理等を行う。</p> <p>「求められる成果」 国内外のデータベースについての整備状況及び運用の詳細を収集し、諸課題についての解決方法等を整理した資料等の作成。</p>
⑲遠隔モニタリング(在宅酸素療法、CPAP療法等)に関しての有効性、安全性等に関する研究	10,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 平成28年度までに、在宅酸素療法、CPAP療法等といった遠隔モニタリングに関して、医療の質の向上等が図れるモデル及び評価指標等を構築するとともに、遠隔モニタリング技術にかかる評価が可能となる安全性・有効性に関するエビデンスを収集・実証し成果をまとめる。</p> <p>「求められる成果」 ・遠隔モニタリングに関する実施モデル(病態評価、緊急時・異常時の体制)の構築、普及推進体制の提言 ・医療の質向上に関する臨床評価指標等の作成 ・遠隔モニタリングの臨床効果に関するエビデンスの収集(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)及びフィールド実証の成果</p>

⑳National Clinical Database(NCD)等を用いた医療の質の向上に関する研究	6,400 千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NCD をはじめとするアウトカムデータが入力された疾患レジストリを活用して、様々な背景を変数として、アウトカム(有効性、安全性:有害事象発生率等を含む。)の解析を行い、アウトカムに関連する因子の整理を行う。 ・ さらに、結果予測が可能となるプログラムの開発や、説明変数に対する介入方法の検討・試行・確立などを行い、アウトカムを改善させるために必要な事項(政策手段等を含む。)の整理を行う。これらについては、領域横断的に(例えば、手術、カテーテル・内視鏡インターベンション、麻酔を組み合わせる、複数臓器を組み合わせるなど)行うことが望ましい。これらにより、医療の質の向上に資することを目標とする。 <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NCD をはじめとするアウトカムデータが入力された疾患レジストリを活用して、様々な背景を変数とした、アウトカム(有効性、安全性:有害事象発生率等を含む。)の解析結果等のとりまとめ。(アウトカムに関連する因子の整理を行うが望ましい。また、分析対象の患者数が合計1万人を超えていることが望ましい。) ・ 結果予測が可能となるプログラムの開発。概要の公開を行うことが望ましい。さらに、説明変数に対する介入方法の検討・試行を行った結果のとりまとめ等。また、とりまとめを活かした仕組みの確立への提言等。
--	------------	-------	-------	---

2.労働安全衛生総合研究事業

①粉じん障害防止規則における今後の規制のあり方に関する調査研究	2,000~4,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」</p> <p>粉じん障害防止規則(以下、「粉じん則」という。)に基づき、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、設備、作業工程、作業環境の整備等において様々な規制が存在するが、これらの措置は技術水準の向上に合わせて規制の見直しを行う必要がある。したがって、規制強化すべき内容又は規制緩和できる内容を整理し、新たな法令改正の検討に資する基礎資料を得るため、平成30年度末までに、粉じん則で規制されている内容(粉じん作業の範囲、局所排気装置の要件等)について、下記の事項に関する現在の技術水準等を踏まえて洗い直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置の有効性 ・除じん装置の有効性 ・溶接作業における粉じんの成分分析 <p>「求められる成果」</p> <p>粉じん則等における規制強化又は規制緩和に際しての根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置の有効性に関する資料 ・除じん装置の有効性に関する資料 ・溶接作業による粉じんの成分分析に関する資料 ・現在の規制が妥当かどうかの検証に関する資料
---------------------------------	------------------	-------	-------	--

②防爆構造電気機械器具に関する国際電気標準会議(IEC)規格に関する調査研究	3,000~5,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」</p> <p>現在、型式検定に合格している防爆構造電気機械器具については、国内で製造されたものに加えて、外国から輸入されたものがあり、従来から、国際電気標準会議(IEC)では、防爆構造電気機械器具の規格に係る国際的な整合性の確保を進めており、外国では、このIEC規格に基づき製造されることが一般的となっている。今後、外国でIEC規格に基づき製造された防爆構造電気機械器具について、我が国の関係法令における位置付け等を明確にすることが必要であり、平成30年度末までに制度改正を検討するための基礎資料を作成する。</p> <p>「求められる成果」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防爆電気機器に係るIEC規格について、我が国の国内法令との相違点及び諸外国(主に欧米諸国)における法令上の位置づけ等についての実態把握 ・平成27年度規制改革実施計画(IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化)への対応(平成28年度措置予定)に係る効果の検証 ・外国でIEC規格に基づき製造された防爆電気機器について、今後の我が国への関係法令における位置付け等のあり方に関する検討
--	------------------	-------	-------	--

③メンタルヘルス教育のニーズ、教育手法及び評価に関する研究	4,000～6,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 平成27年度版の自殺対策白書の特集において、若年層(20～30歳代)の自殺減少率が小さく、勤務問題を理由とする割合が高く、入職初期段階の環境の変化に対するケアや働きやすい職場環境の整備が重要との指摘があり、新入社員に対するメンタルヘルス教育について学術的な検証やエビデンスの蓄積を行うべきとの指摘されている。一方で、メンタルヘルス教育の手法や効果については、研究の蓄積がなく、活用可能な材料が不足している。したがって、平成30年度末までに、メンタルヘルスに関する労働者の知識や対処、支援スキルの向上に関する評価手法を開発し、対象別に必要な教育内容を明らかにし、実際の教育事例について評価を行うと共に、その評価結果を踏まえ、メンタルヘルス不調の予防効果の確認されたメンタルヘルス教育の手法を開発する。</p> <p>「求められる成果」 ・メンタルヘルス教育による、労働者の知識や対処、支援スキルの向上に関する評価手法に関する資料 ・対象者別(職位別、年齢階層別等)に、必要な教育内容に関する資料 ・標準的なメンタルヘルス教育カリキュラム及び実施マニュアル(職位別、年齢階層別に着目したものとし、特に新入社員等の若年層に対する教育カリキュラムを含める。)</p>
④労働生産性の向上や職場の活性化に資する対象集団別の効果的な健康管理及び健康増進手法の開発に関する研究	4,000～6,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 従業員の健康への投資を経営の一環として推進することを目指す「日本健康会議」が平成27年に経済団体、自治体、医療団体等が連携して立ち上がるとともに、日本再興戦略においても健康経営の推進が重点とされている一方で、どのような取組が労働生産性を向上させ、かつ健康管理にも効果を上げるのかの科学的検証が不十分であり、効果的な推進方法が明確となっておらず、労働生産性の観点からの健康経営に対する研究の必要性が指摘されている。したがって、平成30年度末までに既存の研究成果を踏まえ、労働者の労働生産性や職場の活性度の把握に資する指標を検証・確立すると共に、確立した指標を活用しつつ、主要な職種・業種ごとに、労働生産性の観点を踏まえた効果的かつ包括的な健康管理、健康増進の手法を開発し、ガイドラインとしてとりまとめる。</p> <p>「求められる成果」 ・労働生産性や職場の活性度等を測定する手法に関する資料 ・主要な職種・業種ごとの健康管理、健康増進対策の優先順位及びその根拠を示す資料 ・主要な職種・業種ごとの効果的な健康管理、健康増進の手法に関するガイドライン ・ガイドラインに示す手法が労働生産性や職場の活性度の維持等にも効果をもたらすことを示す際の根拠となる資料</p>
⑤経済情勢等が労働災害発生動向に及ぼす影響等に関する研究	2,000～4,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 事業者の労働災害防止対策へのモチベーションを高めるため、災害リスク低減による生産向上について、事業場の事例を取り纏め、経費削減効果等を具体的な数値で示せるようにすることが有効であり、労働災害発生件数の増減について、より適格な評価を行い、各種対策の効果をより客観的に把握できよう、平成30年度末までに労働災害の発生件数と相関関係が強い経済情勢について、その寄与割合を評価する手法についての研究結果を得る。</p> <p>「求められる成果」 ・職場における労働災害防止対策が経済情勢により受ける影響に関する事例の収集 ・経済情勢と労働災害発生動向との関係把握に関する研究結果</p>
⑥機械設備に係る簡易リスクアセスメント手法の開発に係る調査研究	2,000～4,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 機械設備等による労働災害を防止するためには、機械の危険性などを特定し、労働災害の程度及び災害が発生する可能性を評価するとともに、対策を検討し、その程度及び可能性の度合を低減させるリスクアセスメントが有効であるが、中小規模事業場では、リスクアセスメントの実施率が低調となっているため、平成30年度末までに、専門的知識がなくても簡易に行える機械設備等のリスクアセスメント手法を開発する。</p> <p>「求められる成果」 ・行政が事業場に機械設備等のリスクアセスメントを行わせるに当たって通知すべき基本方針(指針)案 ・及び機械設備等に係る簡易なリスクアセスメント実施手法及び手法を用いた実施例の収集</p>

⑦建設業以外の下請け構造となっている職場における効果的な安全衛生対策に関する調査研究	2,000～4,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 第12次労働災害防止計画において「外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたりするような状況等が発生しないようにするため、建設業以外についても発注者による取組を強化する」とされている。 下請業者の労働者の労働安全衛生対策として、発注者の取り組みの効果的についての学術的検証結果を得る。</p> <p>「求められる成果」 ・アンケートや訪問調査等による下請け構造を持つ事業場での発注者の取組事例の収集調査 ・海外の規制調査 ・事例解析による発注者の取組による労働災害の発生状況への寄与の研究手法の確立</p>
⑧労働生産性の向上等に資する、業種別・職種別の効果的な労働災害防止対策等に関わる研究	2,000～4,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 労働者の労働災害防止対策は労働者が健康で働くため重要であるが、一方で、労働生産性の観点からの災害防止対策の効果についての検証が不十分で、企業においては災害防止対策が単なる余計な経費負担との考えるものもあり、取組が進んでいないケースもある。どのような取組が労働生産性を向上させ、かつ労働災害防止にも効果を上げるのかの科学的検証と効果的な推進方法等労働生産性の観点からの労働災害防止に対する研究結果を得る。</p> <p>「求められる成果」 ・労働生産性や職場の活性度等を測定する手法に関する研究結果 ・主要な職種・業種ごとの労働災害防止対策等の優先順位及びその根拠を示す研究結果 ・主要な職種・業種ごとの効果的な労働災害防止対策等に関するガイドライン ・ガイドラインに示す手法が労働生産性や職場の活性度の維持等にも効果をもたらすことを示す際の根拠となる資料及びガイドラインに基づく取組の効果に関する研究結果</p>
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業				
(1) 食品の安全確保推進研究事業				
①食品添加物の安全性確保のための研究	6,000～9,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 食品添加物の規格基準における一般試験法の改良を行う。また、食品添加物の生産量等から摂取量の推計を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・国際的な食品添加物の一般試験法を調査し、我が国の一般試験法と比較することにより試験法の改善について検討する。 ・国民の食品添加物の摂取状況について把握し、当該添加物のADIと比べることにより、国民の添加物摂取状況の安全性について考察する。</p>
②食品中残留農薬等の分析法に関する研究	7,000～10,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 ・国際的な状況等を踏まえ、公定試験法の開発方針・手法を検討し、試験法開発の効率化及び試験精度の向上を図る。 ・一斉試験法が適用できないなど、試験法の開発に時間を要する動物用医薬品等について、物性等を踏まえ、計画的かつ効果的に試験法開発を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・国際機関等において求められる試験法の開発、精度等に関する情報の整理 ・試験法開発の方法及び評価指標に関するガイドライン等の作成 ・抗生物質等の化学構造・物性を踏まえた分類とグループ又は個別試験法の開発</p>
③食品用器具・容器包装等に使用される化学物質や複数の化学物質の複合影響に関する研究	6,000～9,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 ・食品用器具・容器包装等に使用されている化学物質の種類やその分析法等に関する情報を収集し、安全性に懸念のある化学物質が使用されていないか確認する。 ・残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の複数の化学物質による相乗的作用についての情報を収集し、食品中の濃度における健康への影響について考察する。</p> <p>「求められる成果」 ・器具、容器包装等に使用される化学物質を精度よく分析できる体制を整えるため、研究機関で実際に行われている具体的な分析方法の情報を収集し、分析法の改善について検討する。また、安全性の検討の基礎資料とするため、器具・容器包装等から食品に移行するまたはヒトが摂取する可能性がある化学物質をリストアップする。 ・残留農薬、残留動物用医薬品、食品添加物等の化学物質の相乗効果について文献調査を行い、それらの食品中の濃度における健康への影響について考察する。</p>

④食品中の自然毒の安全性確保に関する研究	8,000～11,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 植物性食品や加工食品におけるカビ毒等の自然毒の科学的知見の収集、データの分析、リスクの評価、検査法の開発等を行い、効率的かつ効果的な規格基準策定の検討に資する研究を行う。</p> <p>「求められる成果」 カビ毒等の自然毒の科学的知見を収集し、食品中の自然毒等の規格基準策定の審議を行う薬事・食品衛生審議会で使用する基礎資料とする。</p>
⑤畜産食品の安全性に関する研究	7,000～10,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 生食用を含む畜産食品の食中毒の原因となる微生物、ウイルス、寄生虫についてのリスク低減法及び検査法について検討する。</p> <p>「求められる成果」 生食用を含む畜産食品における新たなリスクの低減法の検討を行い、食品の基準設定の審議を行う薬事・食品衛生審議会における基礎資料とする。</p>
⑥ウイルスを原因とする食品媒介性疾患の制御に関する研究	8,000～10,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 平成30年度末までに、近年、件数・患者数ともに増加傾向にある、ノロウイルス、サポウイルス、ロタウイルス等のウイルスによる食品媒介性疾患の発生及び被害の拡大を効果的に低減するための手法を提示する。</p> <p>「求められる成果」 ・ウイルスを原因とする食中毒発生時に、迅速な原因究明や蔓延防止のための措置の実施を可能とする、簡便かつ網羅的な検査法の確立 ・飲食店や大規模調理施設等における、食品従事者からの二次感染を効果的に予防するための手法の構築</p>
⑦効果的なリスクコミュニケーションの推進のための研究	2,000～5,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 効果的なリスクコミュニケーションの推進のための手法の検討やツールの開発等を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・食品の安全の確保は多くの国民が高い関心を持っており、国民が理解を深めるためのリスクコミュニケーションは極めて重要である。食品の安全に関する国民の情報源の分析などを通じて、対象とする国民各層に最も効率よく必要な情報を行き届かせるためのアプローチに関する検討結果を、毎年度策定する広報実施計画に反映させるとともに、より効果的なリスクコミュニケーションの実施につなげる。</p>
⑧食品安全行政の推進に資する研究分野における若手育成のための研究(若手)	2,000～5,000 千円程度	最長2年間	2～3課題程度	<p>「目標」 食品安全行政の推進に資する研究分野における若手研究者を育成することで、厚生労働省が行う科学的根拠に基づく食品安全行政を、切れ目無く継続していく。</p> <p>「求められる成果」 ・食品リスク分析、毒性評価、遺伝子組換え食品や健康食品等の安全性評価、牛海綿状脳症対策、添加物、汚染物質、食品中の微生物や化学物質対策、輸入食品、乳幼児用食品における安全確保、リスクコミュニケーションなどの研究を優先的に採択し、食品安全行政の推進に資する研究成果を得る。 ・厚生労働省が行う食品安全行政の推進に資する研究分野において、若手研究者を育成する。</p>

(2) 化学物質リスク研究事業

①化学物質の有害性評価の迅速化・高度化・標準化に関する研究	10,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 化学物質の有害性評価法の迅速化、高度化、標準化に資する総合的かつ安定的な評価システムの開発を行う。単に個別物質の毒性評価を行うものは対象とせず、トキシコゲノミクスやメタボロームなどの情報解析技術を活用し、実験動物に投与した際の遺伝子発現特性や代謝物質を網羅的に解析する化学物質の健康影響評価、又はQSARによる化学物質の健康影響評価に資するシステムの開発に関するものであること。また、動物実験に関する3R(削減、苦痛の軽減、置き換え)に資する評価法の開発等をOECDのテストガイドライン化も見据えて推進するものであること。なお、研究に当たっては、Adverse Outcome Pathway (AOP)を意識しつつ推進すること。</p> <p>「求められる成果」 ・QSARやカテゴリーアプローチ等の予測的な評価方法の開発など、化学物質の効率的で精度の高い評価手法又は動物実験に関する3Rに資する評価手法の案 ・当該評価手法の案の検討のために収集された文献等に関する評価案(技術的な検討の参考となった試験データ、文献等とともに示すこと)</p>
-------------------------------	-------------	-------	-------	---

②化学物質の子どもへの影響評価に関する研究	16,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 子どもなど化学物質に対して高感受性と考えられる集団に関して、これらの集団に特有な有害性発現メカニズムを解明し、これに基づき健康影響を評価するための試験法の開発を行う。単に個別物質の毒性評価を行うものは対象とせず、低用量における遅発性の有害影響など、これらの集団に特有な発現メカニズムに基づく有害性について、毒性学的概念の確立に資する研究、国際的に通用しうる体系的・総合的な評価手法の開発に資する研究であること。さらに、海外における規制関連情報又は安全性に係る情報を収集しつつ研究を進めること。</p> <p>「求められる成果」 ・化学物質の子どもへの影響に係る体系的・総合的な評価手法の案 ・当該評価手法の案の検討のために収集された文献等に関する評価案(技術的な検討の参考となった試験データ、文献等とともに示すこと)</p>
③ナノマテリアルのヒト健康影響の評価手法に関する研究	16,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 産業利用を目的として意図的に生成、製造されるナノマテリアル及びナノマテリアル利用製品について、有害性評価手法を開発し、ナノマテリアルの有害性情報等の集積に資する研究を行う。特に、研究対象とするナノマテリアルの用途として消費者へのばく露が想定されるものについて、その吸入ばく露(経気道ばく露により代用するものを含む。)及び経皮ばく露等に関して国際的に通用し、高速で高効率な有害性評価手法及びリスク評価手法を開発する研究であること。</p> <p>「求められる成果」 ・ナノマテリアルに係る高速で高効率な有害性評価手法及びリスク評価手法の案 ・当該評価手法の案の検討のために収集された文献等に関する評価案(技術的な検討の参考となった試験データ、文献等とともに示すこと)</p>
④シックハウス(室内空気汚染)対策に関する研究	10,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 揮発性有機化合物(VOC)の他、準揮発性有機化合物(SVOC)のリスクに関するハザード評価及びばく露評価の両面からの研究又は家庭用品等から放散される揮発性化学物質のリスク評価等の研究であって、室内濃度指針値の見直しに資する研究を実施する。また、室内空気中の化学物質のハザード情報の網羅的な収集も研究目的に加えること。</p> <p>「求められる成果」 ・揮発性化学物質に係るリスク評価に向けた試験法の開発等、室内濃度指針値の見直しに資する調査結果 ・当該調査のために収集された文献等に関する評価案(技術的な検討の参考となった試験データ、文献等とともに示すこと)</p>
⑤若手育成に資する化学物質リスク研究(若手)	2,500 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 毒性試験の結果を客観的・科学的に評価できる専門家が少なく、また減少していることから、将来を見越して、リスク評価のための専門家を育成することが喫緊の課題となっている。このため、若手研究者が自ら主体となって、化学物質リスク研究事業の公募研究課題(2-1から2-4)について実施する新規性のある研究課題について公募する。</p> <p>「求められる成果」 化学物質リスク研究事業の公募研究課題(2-1から2-4)の求められる成果に準ずる。</p>
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業				
①公衆衛生医師の確保のための連携の在り方に関する研究	2,000 千円程度	最長1年間	1課題程度	<p>「目標」 平成28年度末までに、公衆衛生医師の確保に関する課題を整理し、公衆衛生医師の確保に向けた保健所、大学、地方自治体等の機関の連携について、モデルとなる取組を行う。また、女性医師や50~60代の比較的高齢の医師の保健所をはじめとする公衆衛生分野での活用について、課題の整理とモデルケースの抽出を行う。</p> <p>「求められる成果」 ・保健所における公衆衛生医師の確保に関する課題整理(全国一律の課題、県型、指定都市型、中核市型、政令市型、特別区型など保健所の類型別の課題、地域別の課題など、課題を整理して抽出する) ・公衆衛生医師の確保のための保健所、大学、地方自治体等の機関の連携のモデルとなる取組の実施 ・女性医師・高齢医師の公衆衛生分野での活用に関する課題整理(雇用形態、人事交流のあり方についての課題を含む) ・女性医師・高齢医師の公衆衛生分野での活用のモデルとなる取組の実施又はモデルケースの抽出</p>

②地方衛生研究所における精度管理の向上と機能強化に関する研究	3,000 千円程度	最長2年間	1課題程度	<p>「目標」 平成29年度末までに、平成27年度厚生労働科学研究費補助金にて作成中のノロウイルス、サルモネラ、コレラ、赤痢等以外の菌種・ウイルス種も含めた包括的な外部精度管理調査のひな形を作成する。また、地域における科学的かつ技術的な中核機関として、将来起こり得る社会情勢の変化を予測し、機能強化のための保健所等の他機関との連携のあり方について検討し、平成29年度末までに地方衛生研究所の役割と他機関との連携について検討結果をまとめる。</p> <p>「求められる成果」 ・包括的な外部精度管理調査のひな形 ・地方衛生研究所に求められる役割と機能強化のための他機関との連携の在り方についての検討結果</p>
③地域特性に応じた保健活動のための構造分析と最適化ツール開発に関する研究	3,500 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 「地域における保健師の保健活動に関する指針」(平成25年4月19日健発0419第1号別紙)において、保健師が分野横断的に担当地区を決めて保健活動を行う地区担当制を推進する事が示されている。指針が示す地区担当制を各地域において推進するため、地方自治体において実践可能な手法を示す必要がある。このため、地域の保健課題を明らかにするための分析手法や、明らかにされた地域特性や課題を踏まえた最適な地域保健活動体制のモデル及び活動評価手法を開発する。開発されたモデルや手法を用いて実証検証を行い、平成30年度末までに、「地域特性に応じた保健活動推進ガイドライン」として開発する。これらの科学的根拠に基づくモデルは、地域特性を踏まえて地域の健康課題や地域保健施策を総合的に捉え、地域特性に応じた健康なまちづくりの推進に資する事が期待される。</p> <p>「求められる成果」 ○ガイドラインには、以下の内容を含む ・地域課題を明らかにするための地域診断ツール等 ・地域特性に応じた最適な地域保健活動のモデル ・地域特性に応じた保健事業の効果評価ツール等 ○ガイドライン記載事項のエビデンスレベルを示す資料 ・地域特性を踏まえて最適な地域保健活動の体制を決定する要因分析 ・一般的な地域活動(保健活動以外)との比較分析 ・モデル自治体における検証 ・その他、当研究で開発された指標やモデル及びツール等の妥当性、介入の効果等を示す資料(研究班が作成した原著論文、研究班で収集した論文集等)</p>

④災害対策における地域保健活動推進のための管理体制運用マニュアル実用化研究	3,500 千円程度	最長2 年間	1課題程度	<p>「目標」 平成29 年度末までに、災害対策における保健師活動の管理体制の運用に係るマニュアル及び研修ガイドラインを作成する。</p> <p>「求められる成果」 ○「地域における保健師の保健活動について(平成25 年4 月19 日健発0419 第1 号)」において保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術的及び専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部等に明確に位置づけ、統括的役割を担う保健師(以下、統括保健師)を配置するよう務めることが示された。統括保健師には、災害時は平時以上にリーダーシップと情報分析能力が求められ、その役割は重要である。また統括保健師を補佐する保健師の存在も重要である。災害対策における統括保健師の役割・能力の明確化、統括保健師の取り扱う情報等の標準化、災害管理に係る人材育成プログラムの提示は急務である。</p> <p>○ 災害対策において統括保健師は、災害医療コーディネーターや災害時健康危機管理支援チーム等と密に連携してその役割を果たすことが重要であることから、明確な役割分担と連携のあり方等についても検討しておく必要がある。</p> <p>○ 当研究において作成されるマニュアル・研修ガイドラインには、以下の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応における地域保健活動推進のための統括保健師及び統括保健師を補佐する保健師の役割及び各保健師の役割に応じた機能・能力の明確化。 ・ 統括保健師及び統括保健師を補佐する保健師が取り扱う情報管理及び活用等に係る標準化ツール ・ 災害時における保健師活動に係る管理体制 ・ 他自治体からの保健師の受援に係る管理体制 ・ 統括保健師及び統括保健師を補佐する保健師に対する災害管理に係る研修プログラム <p>○マニュアル・研修ガイドラインの記載事項のエビデンスレベルを示す資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統括保健師及び統括保健師を補佐する保健師が取り扱う情報の管理及び活用等の現状分析(過去の災害対応の事例等を参考とし、具体的かつ実践的な課題への対応策の提案を含める) ・ 災害対応の保健活動におけるリーダーシップの育成に係る国内外の学際的な知見を参照し、統括保健師の育成への応用可能性を検討
⑤水道中の化学物質等の新たな評価及び管理に関する研究	30,000 千円程度	最長3年間	1課題程度	<p>「目標」 水源から浄水場、給配水過程に至るまでの多種多様に存在する微量化学物質、病原生物等の水質リスクを明らかにし、それを総合的に評価し、適切に管理するための新たな評価手法を確立する。これにより得られた最新の科学的知見が水道水質基準等に適切に反映されることで、水道システム全体のリスクの一層の低減と安全性の強化が期待される。</p> <p>「求められる成果」 ・水道中の化学物質等の総濃度評価、複合影響評価等の新たな評価手法の提案が行われること。 ・最新の科学的根拠に基づき、水質基準の見直し及び制御方法に関する知見、処理方法や対策に関する知見、その他制度上の改正点に関する提案が行われること。 ・検査方法の改善に関する提案が行われること。</p>
⑥公衆浴場等施設の衛生管理におけるレジオネラ症対策に関する研究	20,000 千円程度	最長3 年間	1課題程度	<p>「目標」 公衆浴場等において問題となる重篤な肺炎の起因菌であるレジオネラ属菌への対策として、高度な精度管理を実現するための検査法の開発、有効な消毒法の検証などの研究を実施し、公衆浴場等の衛生管理要領等の改正などを通じ、その普及につなげる。</p> <p>「求められる成果」 精度が高く汎用性のある検査法の開発・普及、精度管理システムの構築 等</p>

⑦半揮発性有機化合物の曝露によるシックハウス症候群への影響に関する研究	6,600 千円程度	最長2 年間	1 課題程度	<p>「目標」 「新シックハウス症候群に関する相談と対策マニュアルの作成に関する研究」や「シックハウス症候群の診断基準の検証に関する研究」等、最近の研究において、シックハウス症候群の原因として可塑剤や難燃剤として使用されるフタル酸エステル類、リン酸エステル類等の半揮発性有機化合物(SVOC)による空気質汚染が注目されている。一方、SVOC は気体としてではなく、多くが浮遊粉塵やハウスダストに付着して存在していることが報告されており、その前提での曝露評価が必要である。本研究では、SVOC による空気質汚染とシックハウス症候群との関連や予防策の検討につなげるため、SVOC の適切な曝露評価手法を確立することを目標とする。</p> <p>「求められる成果」 標準的なSVOC 曝露評価手法や個人曝露評価手法の開発、建材以外の日用品等からの影響評価等</p>
⑧各地方公共団体における墓地経営に関する情報共有のあり方に関する研究	1,800～1,900 千円程度	最長1 年間	1 課題程度	<p>「目標」 我が国では今後半世紀以上にわたり、死にゆく世代の数は大幅に増加し、墓地等を所有し先祖の祭祀を行う世代の数が減少することが見込まれる。このように世代間の人口のアンバランスが進行する中で地域の行政、住民、墓地経営者が、その地域にとって最適な墓地の在り方を探るに当たり比較可能な情報が不足していると考えられる。このため、地方自治体が行う事務において役に立つ情報を適時的確に得られる仕組みの在り方を検討し、確立することを目標とする。</p> <p>「求められる成果」 各地方公共団体における運用実態が比較可能かつ役に立つ情報を適時的確に得られる仕組みの検討・提案 等</p>
⑨CBRNE テロリズム等の健康危機事態における原因究明や医療対応の向上に資する基盤構築に関する研究	5,400～6,400 千円程度	最長3年間	1 課題程度	<p>「目標」 生物・化学テロ対策に関する国内外の最新知見を集約しつつ、早期検知による初動の迅速化、原因究明、事後の検証・健康管理等において国内の対策の脆弱性を評価し、厚生労働省の健康危機管理、テロリズム対策の強化に資する提案を行う。</p> <p>「求められる成果」 生物・化学テロに関して、原因究明や医療対応に関する諸外国の指針やガイドライン、また関連する技術開発の動向など最新知見を分析し、我が国で同様の事態が発生した際の国内の対応の脆弱性を評価し、厚生労働省国民保護計画のCBRNE 関係部分の更新に資する提案を行う。また、生物・化学テロに関する専門家、行政担当者等で構成される国内外のネットワークを発展させ、異分野の専門家間での情報共有を推進する。特に世界健康安全保障行動グループ(GHSAG)の活動との連携を重視する。</p> <p>研究成果に関しては、厚生労働省国民保護計画等に反映できる形で提供するとともに、世界健康安全保障イニシアチブ(GHSI)や国際会議等を通じて情報発信を積極的に行う。</p>
⑩化学テロ・爆弾テロ等特殊災害に対するシミュレーション等訓練・対応手法検討に関する研究	2,200～3,200 千円程度	最長3年間	1 課題程度	<p>「目標」 化学テロ・爆弾テロ発生時の初動から医療に至るプレホスピタル対応を中心とした机上訓練等を通じて、医療関係者のみならず幅広い初動対応関係者からのフィードバックを得て対応を検討する。</p> <p>「求められる成果」 化学テロ・爆弾テロ発生時のプレホスピタル対応に関する机上訓練等を通じて、厚生労働省の化学テロ・爆弾テロ対策の強化に資する提案を行う。</p> <p>特に化学テロについては、迅速な治療開始が望まれるため、発災直後から数時間の被災地域での医薬品の使用と供給体制に関して検討が必要である。東京都等で発足しつつあるNBCDMATなどとの連携や「消防・救助技術の高度化等検討会報告書」を踏まえ、人為的な脅威にさらされる発災現場における医療活動のあり方、派遣医療チームと警察、消防、自衛隊および自治体等との平時の情報共有を含めた連携、また広域医療搬送を含めた患者搬送手段、現場での医薬品確保や限られた量の医薬品の使用・配送・分配方法等について、医療関係者だけでなく多様な専門家の参画を得た上で、現状を分析し課題を抽出し、新たな手法の開発や法的枠組みの提案、行政施策の提案を行う。</p>